資 料 目 録

企業における法曹有資格者の活動 領域の拡大に関する分科会 (第6回) 平成 2 6 年 9 月 9 日 (火) 1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

資料 1	企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する ······1 分科会(第6回)出席者名簿
資料 2	企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する ···・・・・3 分科会 工程表(案)
資料3-	1 ひまわり求人求職ナビ 利用時アンケート(案)5
資料3-	2 ひまわり求人求職ナビ 改善策(案) <再配布> ・・・・・・・11
	東京三弁護士会 弁護士採用を検討する企業様向け ······13 情報交換会 資料(案内,アンケート結果)
資料 5	弁護士・司法修習生・司法試験合格者向けセミナー ······17 自分をぴかぴかに磨こうー企業就職活動ガイダンス 案内
資料6	第68期司法修習生等東京三弁護士会就職合同説明会 案内19
資料7	愛知県弁護士会 第67期司法修習生及び65期・66期・・・・・21 弁護士向け組織内弁護士との情報交換会 資料(案内、実施報告)
資料8	慶應義塾大学大学院法務研究科 企業内リーガルセクション·····25 ワークショッププログラム 受講生ヒアリング結果(概要)
資料 9	法科大学院における企業内法務カリキュラムに関する ······29 意見交換会 資料
資料10	明治大学法科大学院「企業実務と法 I, II」 ·······31 2014年シラバス
資料11-	1 企業内弁護士研修会(第2回) 資料(案内,実施状況)…35
資料11-	2 企業内弁護士研修会(第3回) 資料(案内, 実施状況) ····49

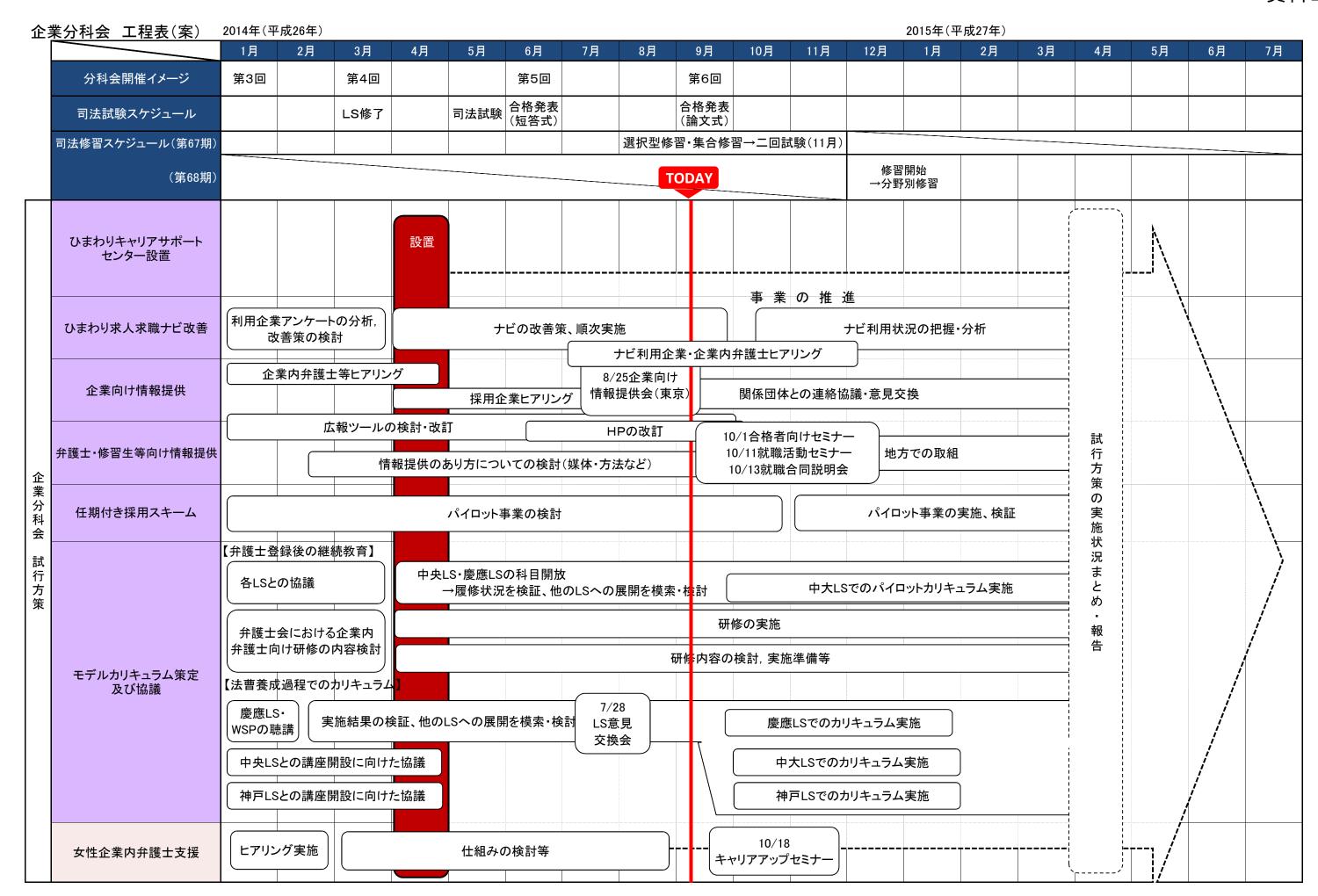
資料12	eラーニング企画「コーポレート・ガバナンスに関わる 弁護士のための基礎講座~社外役員・企業内弁護士等が 押さえておくべき基礎知識~」	59
資料13	女性インハウスのためのキャリアアップセミナー ビジネスの発展と法務~企業内弁護士に期待すること~	······61 案内
資料14	日本政策投資銀行 日本弁護士連合会共催セミナー 女性起業家のためのリーガル実践講座 案内	63

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会(第6回)出席者名簿 (平成26年9月9日)

公益社団法人経済同友会常務理事 岡 野 貞 彦(座長) 井 上 由 理 昭和シェル石油株式会社常務執行役員、経営法友会幹事 片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科委員長・教授 内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官 中 西 一 裕 内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官補佐 佐 熊 真紀子 法務省大臣官房司法法制部参事官 鈴 木 昭 洋 照 子 一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部主幹 和 田 日本組織内弁護士協会理事 木 内 秀 行 日本弁護士連合会事務総長付特別嘱託 卓 伊 東 日本弁護士連合会法科大学院センター副委員長、 矢 部 耕 三 弁護士業務改革委員会企業内弁護士小委員会幹事

オブザーバー

文部科学省 経済産業省



ひまわり求人求職ナビ 質問事項案

1.基本方針

- ・質問数が多すぎると申請自体を阻害する怖れがある
- ・申請書記載をデータとして収集したい
- ・できる限り選択式で回答できるようにする
- 2. 申請書の項目のうちデータ取集が有益と思われるもの
 - · 従業員数, 弁護士数
 - ・事業分野
 - ・求人対象者
 - ・希望する弁護士経験年数
 - · 留学経験, 米国弁護士資格
 - ・想定される担当業務
 - ・勤務予定地
 - ・年俸
 - ・雇用形態
 - ・契約期間
- 3.掲載時アンケート(掲載申請の完了前,義務的)
 - ひまわりナビをどこで知ったか(チェック式,複数回答NG)
 - 1.日弁連サイト
 - 2.ウェブ検索でヒット
 - 3. 日弁連のチラシ・パンフレットなど
 - 4.弁護士からの紹介
 - 5.他の企業・団体からの紹介
 - 6. その他
 - ・ 他の媒体の利用の有無(プルダウン式,複数回答NG)
 - 1. 利用した
 - 2.利用しない
 - ・ 弁護士等を採用しようと考えた理由(チェック式,複数回答OK)
 - 1. 弁護士資格を有する人材が必要だった
 - 2. 法律知識を既に持っている人材が必要だった
 - 3. 法的な素養・素質のある人材が必要だった
 - 4. その他
 - ・ ひまわりナビを利用しようと考えた理由(チェック式,複数回答OK)
 - 1.運営主体(日弁連)を信頼している
 - 2. 弁護士,司法修習生への知名度が高い

- 3.費用が掛からない
- 4. 過去に利用したことがある
- 5 . その他
- ・ オファーメールの利用予定(プルダウン,複数回答NG)
 - 1.利用を検討している
 - 2.利用の予定はない
 - 3.オファーメールを知らない
- 4. 更新時アンケート(更新の完了前,義務的)
 - ・ 応募人数(数値入力)
 - *同一求人枠に対する応募数。ナビを閲覧した応募者かは問わない。
 - ・ 採用人数(数値入力)
 - *同一求人枠に対する採用数。ナビを閲覧した応募者かは問わない。
 - オファーメール利用の有無(プルダウン,複数回答NG)
 - 1. 利用した
 - 2. 利用しなかった
- 5.抹消時アンケート(任意)

更新時と同じ項目に加えて

- ・ 採用した弁護士等の待遇(チェック式,複数回答OK)
 - 1 . 弁護士会費を会社が負担
 - 2. 資格手当を付与
 - 3.役職手当を付与
 - 4.他の従業員とは異なる給与体系を適用
 - 5.他の従業員と同じ給与体系を適用
- ・ 配属予定の部署(選択式+「その他」として自由記載,複数回答NG)
 - 1.法務部
 - 2.総務部
 - 3.知的財産部
 - 4. コンプライアンス部
 - 5. その他
- ・ ひまわり求職ナビに対する評価(プルダウン式,複数回答NG)
 - 1.とてもよい
 - 2.よい
 - 3.ふつう
 - 4. あまりよくない
 - 5.良くない
- ・ 改善してほしいところ,良かったところ(自由記載)

掲載申請アンケートイメージ(案)

ひまわり求人求職ナビを御利用くださりありがとうございます。 ご申請にあたり、以下のアンケートに御協力をお願いいたします。<mark>※は必須項目</mark>

Q.1 ひまわり求人求職ナビをお知りになった経緯をお教えください。※
※ラジオボタン 〇日弁連のHP OWEB検索(google, yahoo等) 〇日弁連のチラシ・パンフレット等 〇弁護士からの紹介 O他の企業・団体からの紹介 〇その他
Q.2 弁護士の求人にあたり,他の媒体を利用されていますか(または利用される予定はありますか)。※
※プルダウン 利用あり 利用なし
「利用あり」と回答された方にお聞きします。差し支えなければ、利用された媒体をお教えください。 (就職エージェント,自社採用HP等)
Q.3 弁護士を採用されようとお考えになった理由をお教えください。※
※チェックボックス □弁護士資格を有する人材が必要 □法律知識を既に持っている人材が必要 □資格法的な素養・素質のある人材が必要 □その他
Q.4 ひまわり求人求職ナビを利用されようとお考えになった理由をお教えください。※ ※チェックボックス
□運営主体(日弁連)に信頼感がある □弁護士・修習生への知名度が高い □費用がかからない □過去に利用したことがある □その他
Q.6 オファーメールの利用予定はありますか。※
※チェックボックス 利用を検討している 利用の予定はない オファーメールを知らない ***********************************

※オファーメールとは、「ひまわり求人求職ナビ」に求職情報を登録している求職者(弁護士・修習生)の情報を検索・閲覧して、アプローチしたい方にメールを送付できる簡易なシステムです。求人情報の公開承認時に発行されるID・パスワードを用いて、求人情報の公開期間中のみ、求職情報を確認できるようになりま

戻る(求人情報登録フォーム 次へ(入力情報確認画面へ)

求人情報更新時アンケートイメージ(案)

ひまわり求人求職ナビを御利用くださりありがとうございます。 以下のアンケートに御協力をお願いいたします。※は必須項目

Q.1 現時点での当該求人枠に対する応募・採用人数をお教えください(同一求人であればかを問いません。)。※	けビ経由かどう
◆応募人数 人 ◆採用人数 人 ※未定の場合は「0」人	
Q.2 オファーメールは利用されましたか。 ※	
	※チェックボックス

利用した 利用していない

※オファーメールとは、「ひまわり求人求職ナビ」に求職情報を登録している求職者(弁護士・修習生)の情報を検索・閲覧して、アプローチしたい方にメールを送付できる簡易なシステムです。求人情報の公開承認時に発行されたID・パスワードを用いて、求人情報の公開期間中のみ、以下のURLから求職情報の確認が可能です。

https://www.bengoshikai.jp/kyushoku/lawyer_search_corp_list.php

戻る(求人情報変更フォーム 次へ(入力情報確認画面へ)

求人情報抹消時アンケートイメージ(案)

ひまわり求人求職ナビを御利用くださりありがとうございます。 以下のアンケートに御協力をお願いいたします。<mark>※は必須項目</mark>

Q.1 掲載終了の理由をお教え下さい。 <mark>※</mark>
※現行のアンケートを回答必須化し、文言を修正
○採用が決定したため応募 人(※当該求人枠に対する応募数。同一求人であればナビ経由かどうかを問いません)採用 人(※当該求人枠に対する採用数。同一求人であればナビ経由かどうかを問いません)
〇採用は決定していないが、十分な数の応募があり,今後具体的な選考活動に入るため 応募 人
〇採用は決定していないが、応募が無い(又は少ない)ため 応募 人
〇その他(差し支えない範囲で理由をお答え下さい。)
Q.2 オファーメールは利用されましたか。※
利用した 利用していない
※オファーメールとは、「ひまわり求人求職ナビ」に求職情報を登録している求職者(弁護士・修習生)の情報を検索・閲覧して、アプローチしたい方にメールを送付できる簡易なシステムです。求人情報の公開承認時に発行されたID・パスワードを用いて、求人情報の公開期間中のみ、以下のURLから求職情報の確認が可能です。
https://www.bengoshikai.jp/kyushoku/lawyer_search_corp_list.php
Q.3 採用した弁護士の待遇はどのようにお考えですか。
※チェックボックス □弁護士会費は会社が負担 □資格手当を付与 □他の従業員とは異なる給与体系を適用 □他の従業員と同じ給与体系を適用
Q.4 採用した弁護士の配属予定部署をお教えください。
※ラジオボタン ○法務部(課・室) ○総務部(課・室) ○知的財産部(課・室) ○コンプライアンス部(課・室) ○その他
Q.5 ひまわり求人求職ナビに対する評価をお聞かせください。 <mark>※</mark> ※プルダウン
とても良い 良い 普通 あまり良くない 良くない
Q.6 ひまわり求人求職ナビの機能改善のご要望やご意見等ございましたらお寄せください。

登録抹消実行

< 再配布 >

ひまわり求人求職ナビ 改善案

2014.6

1 審査の迅速化

通常3日程度,最大で1週間程度で掲載できるよう,内部手続を迅速化

2 周知・広報

- ・紹介,使い方を記載したチラシを作る(A4一枚) *既存のものでも可
- ・企業向け、弁護士・修習生向けの広報媒体に上記チラシのページを設ける
- ・各種シンポ等で、上記パンフレットやチラシを配る
- ・ウェブページの入り口で、チラシやパンフレットへのリンクを張る
- ウェブページのSEO対策を進める

3 情報収集

(現状)

掲載可能な情報をすべて記入しなくても掲載申請が可能。

掲載から3ヶ月で自動的に削除。

1週間前にメールで更新を促す。更新の意思表示のみで更新可能。

(改善案)

必要的記載事項を定める。

各段階で,アンケートを取る。

掲載時, 更新時は義務的に。

数値の入力のみ, または選択式にして, 記入の負担を軽減。

3.1 必要的記載事項

企業・団体名,事業分野,想定される主な担当業務,等

3.2 掲載時アンケート (義務的)

- ・ひまわり求人求職ナビを, どこで知ったか
- ・求人にあたり,他の媒体を使用したか
- ・弁護士等を採用しようと思った理由
- ・ひまわり求人求職ナビを利用しようと思った理由

3.3 更新時アンケート (義務的)

- 応募人数
- ・採用人数
- ・オファーメールを利用したか

3.4 抹消時アンケート(任意)

- · 応募人数
- ・採用人数
- ・採用した弁護士等の収集機、配属部署等
- ・ナビに対する評価 等

弁護士採用を検討する企業様向け情報交換会

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、東京三弁護士会では、司法修習生に対し就職のための情報を提供する目的で、日本弁護士連合会及び関東弁護士会連合会共催で、第68期司法修習生等就職合同説明会を実施いたします。昨年度も1,000名近くの司法修習生に来場いただきました。

近年、毎年司法試験に合格する方は約2,000名で、一般企業に勤務を希望する方が年々増加しております。一方、各企業様におかれましても、複雑高度化する現代において、様々なシーンで法的専門知識が必要になっているかと思われます。採用をご検討される企業様も多いのですが、採用に当たっての疑問点や不安な点を解消する事ができず、検討だけで終わるケースもある、との話も伺っています。

そこで、本セミナーでは、弁護士を社員として雇用することについてのメリットや、実際に採用する上での FAQ をご紹介いたします。

各企業様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご参加賜りますようお願い申し上げます。

敬具

主 催:東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会

共 催:日本弁護士連合会 関東弁護士会連合会

日 時: 平成 26 年 8 月 25 日 (月) 16:00~18:00

(受付開始は15:30~)

場 所: 弁護士会館3階301会議室

所在地:東京都千代田区電が関 1-1-3

(東京メトロ 丸ノ内線「置ヶ関駅」B1-b 出口より直通)

会議室については変更になる場合がございます。

参加費用:無料

(<u>一企業様で2名様まで</u>ご出席いただけます)

内容: その1 『企業内弁護士が話す、企業内弁護士選択の動機・現在の仕事』(30分)

|その2|『企業内弁護士の採用の手続、注意事項』(30分)

その3 『司法修習生等就職合同説明会のお知らせ』(20分)

その4 質疑応答

お問合せ : TEL 03-3595-8582 (第一東京弁護士会 業務推進第二課 岡野) お申込み : 下記必要事項をご記入いただき、東京三弁護士会が業務委託しております「株式会

社学情」へFAX(03-5777-2932)をご送付ください。

本年度は、第一東京弁護士会から、「企業内弁護士雇用の手引き」を参加企業に無料配布いたします。本申込書に記載いただきました情報は「株式会社学情」に提供いたしますので、予めご了承ください。

F	A)	(0	3	-	5	7	7	7	-	2	9	3	2
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

株式会社学情 情報交換会事務局 行

貴社名							(経営法友会会員会社)
ご出席者	Í	部署:			お役職:	ご芳名:	
(2名樣迄	<u>(</u>	部署:			お役職:	ご芳名:	
ご住所・	₹	-					
ご連絡先	Tel ()	-	/ Fax ()	-
今、お知りにな	りたい情	青報等あり	ましたらご自由	に記入ください	1		

この情報は今回のセミナー運営及び就職合同説明会のご案内に関する業務以外には使用いたしません。

企業向け情報交換会アンケート

<u> </u>	出席した理由	感受している。	聚结晶 原物 明温 二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	参加した感想	その街
<u>'</u>	企業内弁護士の採用が急務のため	0			今まで弁護士採用について不明だった点が、大変良く分かりました。貴重なお話をありがとうございます。
2 上 ^ <i>P</i>	サービサーとして業務上法的知識が必要になる場面が多く、解決するために企業内弁護士の採用を検討するもの。		0		になし
	弁護士の採用を検討している。	0			
	業の悩み等や、また、 い、参加した。		0		
τυ <u>.</u> .	第/68期の	0			就職活動スケジュールをもっと具体的に説明いただきたかった。合同就職説明会メインだが、その他のアプローチ方法について説明いただきたかった。
14 / 64	就職合同説明会への参加を検討中。	0		ナ雇用の 値が高い トが埋解	
7	司法修習生が企業でどう戦力になりうるかを知るため。	0		弁護士倫理その他、採用上留 意すべき点の整理ができた。	
8 年 東 士	弁護士採用を検討しており、それを考える上での注意事項や心構えについて知りたいと考えたため。また、弁護士採用の昨今の情勢を知れればと考え、参加した。		0		
	社内弁護士採用を検討中のため。	0		興味レベルではあったが、現 実的に採用を検討したいとい う心境になった。	
0 2 2	次回の採用方針策定に役立てるため(現在、社内弁護士 は3名在籍。全員新卒採用)。	0			
<u> </u>		0			
12 争	採用を計画	0			
	企業内弁護士の採用検討。	0			弁護士の独立(コンプライアンス)を守り、雇用することの方式についての法令順守のガイドラインがあるとありがたいです。
	採用を検討中であ	0			
15 家	就職合同説明会に参加予定のため。		0		寺間でお願いしたい。
	今後の社内弁護士採用の参考とするため。		0		司法修習生を実際に採用した会社の方に、育成や運用(ジョブローテーション)などの方法についてお話を聞きたかったです。

企業向け情報交換会アンケート

	出席した理由	感想に	成	い 悪い	参加した感想	そのも
17	- # 4					護士雇用の手引き」は大
	在内开護士採用のニースかめるため。	2				まとまっていた。資料で有価です。
						がとうございました
8	7 年 4 群 4 群 4 群 4 群 4 群 4 群 4 群 4 群 4 群 4					きが出来て
_	Try trigorous or construction of the const)				思います
19	社内弁護士のニーズの高まりを感じています。メリット					
_	メリット、採用にあたっての留意点を聞かせていた	0				ありがとうございました。
	だきたかった。					

弁護士・司法修習生・司法試験合格者の方へ



温律事務所の就職活動にも役立っ 富分をぴかぴかに厚こう

就職活動ガイダンス

企業研究や履歴書の書き方で就職の機会を狭めていませんか―。「企業内弁護士」というキャリアを選択される方が増えています。 日弁連では、企業等のフィールドにおける弁護士のさらなる活躍をサポートするため、弁護士としてなかなか知る機会がなかった、 企業への就職活動の基本的なノウハウ・知識や、今後のキャリア形成について考える場を設けました。

就職活動における自己アピールや今後のキャリアアップについても考える機会としていただきたく、是非御参加ください!

事前申込制(9/26(金)まで)・無料

2014年 **1 0**月 **1 1** 日 (土) 15時00分~17時00分 弁護士会館2階講堂「クレオ」ABC

企業への就職活動のノウハウ・知識を伝授します

- ・基本的心構え
 - ・企業に就職するということ(キャリア形成)
 - ·企業研究
 - ・法律事務所への就職活動との違い
- ・履歴書の書き方
 - ·Webエントリーの記入方法
 - ・履歴書/職務経歴書の書き方
- · 面接

お名前(ふりがな)

•ご連絡先電話番号

- ・インタビューでの留意点
- ・様々な面接方法と対応

妻師(就職工――ミ゙ートント

第1部 講演

履歴書等の書き方や

面接の基本ノウハウを伝授

第2部 企業で働くということ/具体的事例をふまえて

弁護士·修習生の企業就職·就職活動の 実情について、様々なケースをもとに解説

第3部 質疑応答

時間(別棋工・ノエンド)		
(株)インテリジェンス	(株)C&Rリーガルエージェンシー社	Talent2
	(FAX送付先 03-3580-9	·
WEBからもお申し込みいただ	計ます。https://qooker.jp/Q/auto/ja/sł	nushokuguidance/inhouse/
□司法修習生(67期) □司法詞	试験合格者(68期予定)	
□弁護士(登録番号	弁護士会)

<アンケート> セミナーで聞いてみたい事項がありましたら,ぜひ御記入ください

※御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍の御案内その他当連合会が有益であると判断する情報を御案内させていただくことがあります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

また、当連合会では、本研修会の内容を記録し、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影をされたくない方は、 当日、担当者にお申し出ください。

主催:日本弁護士連合会

共催:東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 本セミナーに関するお問い合わせ:日本弁護士連合会業務第三課 03-3580-9838

17 / 64

2014年(平成26年)6月

各 位

東京弁護士会会 長高中正彦第一東京弁護士会会 長神 洋明第二東京弁護士会会 長山田秀雄

第68期司法修習生予定者等向け

東京三弁護士会就職合同説明会(10月13日)参加企業募集

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて,東京三弁護士会では,司法修習生に対し就職のための情報を提供する目的で,日本 弁護士会連合会及び関東弁護士会連合会共催にて,下記のとおり司法修習生予定者等を対象 とした就職合同説明会を実施いたします。本説明会は,例年司法試験合格者の約半数(昨年 度の参加実績は941名)が参加しており,修習予定者にとって日本最大の就職活動の場と なっております。

今回は,第68期修習(平成27年11月司法修習修了)予定者を対象とした説明会を実施することになります。

昨年10月14日(第67期対象)に就職説明会を実施いたしましたが,35社(法律事務所は48事務所)の企業にご参加いただき,企業法務における弁護士のニーズが高まってきたことに伴い,企業からの参加も増加しております。

修習生の企業法務への関心も高く,より多くの企業にご参加いただきたいと考えておりますので,弁護士の採用をご検討中の企業におかれましては、ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

参加にあたっては,裏面の申込書を第二東京弁護士会事務局宛に 平成26年9月8日 (月) までにご提出ください。

なお,司法修習生就職合同説明会の参加基準(東京三弁護士会申し合わせ)に抵触する場合は,参加できませんので,予めご了承ください。 敬具

記

- 1.日 時 平成26年10月13日(月曜・祝日)11:00~16:30
- 2 . 場 所 「TRC東京流通センター第一展示場A~Dホール」

(所在地:東京都大田区平和島6-1-1,最寄駅:東京モノレール「流通センター駅」)

- 3.実施方法 会場内に事務所・企業ごとのブースを設置し、説明をしていただく個別面談形式です。修習生が面談を希望するブースに回ります。
- 4 . 参 加 費 金5万円(税込)(お支払い方法等は,参加申込を確認後,別途ご連絡致します)

日弁連の「ひまわり求人求職ナビ」へのご登録も御検討下さい(日弁連HPご参照)。

本件に関するお問合せ先:司法調査課 白川 TEL 03-3581-2259

19 / 64 E-mail: shirakawa-t@niben.or.jp

東京三弁護士会就職合同説明会参加申込書 兼 情報提供承諾書(企業専用)

申込締切:9月8日(月)必着

申込先:第二東京弁護士会司法調査 白川宛 <FAX:03-3581-3844>

《参加申込者》

*本説明会参加にあたり,当日,司法修習生から当日受領する求職票は個人情報保護の趣旨に則り,司法修習生の採用の適否にのみ使用し,目的終了後は,速やかに破棄することを 誓約します。

<参加申込者	>				
企業名・部署	名				
部署代表者					
採用担当者名					
<u>本説明会担</u>	<u>当者</u>				
	電話		FAX		
	<u> Eメールアド</u>	レス			
	当日緊急連絡:	先			
	今後の事務的な	ὰ連絡がとれる ,本詞	説明会担当者の連続	格先をご記入くだ。	さい。

本就職合同説明会の運営は、東京三弁護士会が「株式会社学情」に業務委託をしております。 このため、本申込書に記載いただきました情報は、「株式会社学情」に提供いたしますので、予め ご了承ください。なお、いただいた情報は、説明会に関する範囲内でのみ利用いたします。

本説明会への参加申込をした後,採用を決定又は中止した場合は,早急に第二東京弁護士会担当事務局(担当 白川)までご連絡くださいますようお願いいたします。

第67期司法修習生 各位第65期•第66期会員 各位

愛知県弁護士会 会長 花 井 増 實 就職・採用プロジェクトチーム 座長 井 ロ 浩 治 若手会員の支援のあり方に関する検討協議会

座長 細井土夫

組織内弁護士との情報交換会のご案内

(第67期司法修習生及び65期・66期弁護士向け)

皆さん、こんにちは。司法修習も半ばにさしかかり、修習に一層熱がこもっていることと思います。

さて、名古屋地方裁判所配属で当会に就職を希望する第67期司法修習生のうち、就職内定を得た修習生の割合(就職内定率)は、6月2日現在36パーセント程度で、これからまさに就職活動本番といったところです。

就職は、新人弁護士のオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)のために重要な機会です。当会としても就職を希望する修習生にはできる限り、就職情報を提供していきたいと考えております。

そこで今回、司法修習生の進路の一つとして組織内弁護士という選択枝を紹介すべく,当会の組織内弁護士会員に協力をお願いし、情報交換会を企画しました。

近時、組織内弁護士は全国では1000名を超え、当会でも25名を数えます。中には、数年間、法律事務所で勤務した後、組織内弁護士や任期付き公務員に進まれた会員もおられます。

そこで、今回の情報交換会は、若手会員にも、有益な機会になるものと考え、65期・66期の若手会員にもご参加いただければと考えております。

これまで若手会員の支援のあり方に関する検討協議会及び就職・採用プロジェクトチームの委員と組織内弁護士会員との意見交換会を2回実施しており、その様子は会報(本年2月号)でもご紹介させていただいておりますが、参加者一同、非常に刺激を受けています。この機会に、67期司法修習生、65期及び66期の弁護士の皆さんにとっても組織内弁護士に関する情報を得られることは、皆さんの将来の選択肢を広げるものと確信しております。

当日の内容は、下記の通りです。奮ってご参加ください。

記

- 日 時 7月4日(金)午後6時30分から
- 内容第1部(午後6時30分~午後7時)講演「組織内弁護士について」第2部(午後7時~午後8時)情報交換会(複数のブースに分かれて実施予定です。)

- 場 所 愛知県弁護士会5階ホール
- 参加費 無料

以上

)

7月4日(金)組織内弁護士との情報交換会に

ご出席ご欠席

期(期)氏名(

6月30日(月) までに、ファックス(052-204-1690) またはメール (<u>ito.k@aiben.jp</u>) 愛知県弁護士会事務局第2課業務・広報係伊藤までお願いします。

217 64

組織内弁護士との情報交換会 開催される



会員 山 根 義 則

本稿において、意見にあたる部分は、あくまで私の個人的意見であり、私の所属する組織の 見解を述べるものではございませんので、その 点は十分ご留意いただきたく存じます。

1 情報交換会の概要

(1) 7月4日、当会館5階ホールにて、司法修習生 と65期及び66期弁護士向けの情報交換会を実 施いたしました。

今年から、「若手会員の支援のあり方に関する検討協議会」(以下「若手支援協議会」)と組織内弁護士 (In-House Counsel。以下「IIIC」)との間で、定期的に懇親会や勉強会を実施するようになっており、今回の情報交換会も、その際に打診いただいて、実施に至ったという経緯でございます。

- (2)情報交換会は、2部構成となっており、第1 部では、東海旅客鉄道株式会社の松田佑子会 員、中部電力株式会社の壷阪明宏会員、東海 ゴム工業株式会社(10月1日より住友理工株 式会社へと商号変更予定)の荒川裕子会員、 そして、私の4名が登壇し、IHCと法律事務所 の弁護士(Outside Counsel。以下「OSC」) との業務内容や役割の違い、IHCとして求め られる能力、OSCとの協働の方法、公募やエ ージェント経由でのIHCへの採用ルート等に ついての話をいたしました。
- (3) 続く第2部では、全体を7つのグループに分け、各グループに IHCを2名ずつ配置し、グループ単位での懇談を実施いたしました。

修習生や若手弁護士は、IHCの業務内容や 業務実態をイメージできないからか、私が担 当したグループでは、OSCと IHCとの違いに 関する質問が多数寄せられました。「どのよ うな業務なのか。」「IHCのメリットは。」から 「ずばり年収は?」という質問までいただき ました。

(4) そもそも、IHCと OSCとでは、基本的に担 当領域が異なっております。

OSCは、「有事法務」という紛争解決領域での業務が中心になります。他方、IHCは、「予防法務」が中心となります。契約書審査、規程の作成、社内研修等により、紛争を未然に防止することが重要になります。また、組織再編やM&A等のように、企業の事業戦略に則った形で、経営判断をサポートする「戦略法務」の領域も担当することになります。

(5) また、IHCの業務環境としましては、IHCとして一括りにされることが多いものの、OSCが所属事務所によって、業務内容も待遇も働きやすさ等も様々であるのと同様、IHCも所属する組織によって、業務内容も待遇も働きやすさ等も異なります。

ただ、現在IHCを採用している組織は、比較的規模の大きな組織が多いため、OSCと比較して、ワークライフバランスを実現しやすい環境にあるとは思っております。

2 OSCと IHCとの協働について

(1) 0SCの中には、IHCの増加に対する危機意識を持っている方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、IHCの増加によって、OSCに依頼する業務は、質・量ともに増える傾向にあると考えております。

実際、コンプライアンス経営の観点から、 IHCの果たすべき役割の重要性が高まり、例 えば、コンプライアンス案件や紛争案件に関 する外部意見を取得したり、国内外の組織再 編やM&A案件、知財案件等の活発化に伴い、 スキーム立案や法的意見を OSCにしていただく機会が増えてきております。

ただ、業務内容は、高度化・複雑化しておりますので、OSCに依頼する案件は増加傾向にあるものの、今まで以上に、OSCには特定の専門分野を極めていただく必要があろうかと思っております。

(2) また、情報交換会の閉会の挨拶の際、若手支援協議会の座長でいらっしゃる細井土夫会員より、将来的には、OSCが組織内へと出向し、IHCが法律事務所へと出向するというように双方向で行き来ができる仕組み作りができれば、というお話をいただきました。

この点につきましては、私も同感です。

IHCが予防法務と戦略法務の質を高めるためには、紛争の最終形態である有事法務を知っておく必要があり、そのために法律事務所へ出向して有事法務を学ぶ機会があればと思

っております。

他方、OSCが提供するサービスの質を高めるため、予防法務と戦略法務の実態を知っておくことも重要であり、そのために組織へ出向する機会があれば、お互いにメリットになると思っております。

3 最後に

同じ弁護士として、OSCと IHCは一緒に協働 していく関係にございます。お互いを知り、お 互いの役割を十二分に果たすことができるよう、 今後も協働していくことができればと思ってお ります。

私は、日本組織内弁護士協会(JILA)の理事 及び東海支部長も務めておりますので、IIICに 関して、ご意見やご質問等がございましたら、 お気軽にお問い合わせください。

企業内弁護士との情報交換会に 参加して

ふじ かわ ゆう た 第67期司法修習生 **藤 川 雄 太**

私は、予防法務に魅力を感じたことから、 来年から企業内弁護士として就職することを 予定していることもあり、今回この情報交換 会に出席させていただきました。

この会の中で、企業内弁護士に要求される 能力について、業種によって必要となる専門 分野の知識はもちろんのこと、ビジネスマン としての能力が重要になるという話を聞き、 お仕事の一端を垣間見ることができました。 また、サラリーマンとして働くことにご苦労 もあるようでしたが、それ以上に、安定して いる分仕事に打ち込むことができたり、自分 で訴訟に必要な資料を収集して事件に当初か ら関わることができたりと、楽しい部分もあ るなど、様々な企業内弁護士の先生方の実情 を存分に伺わせていただきました。

就職活動に関しては「私たちに採用権限はない」といわれてしまったことが残念でなりませんが、先生方のご経験から転職エージェントを使用するなどの方法があるとお聞きし、就職活動にも参考になる点が多々ありました。

参加した修習生からは、もう少し早めにやっていただきたかったなどという声もありましたが、企業内弁護士として勤務するという新たな選択肢が広がっている昨今において、座談会や懇親会も率直なお話が聞ける大変貴重な機会となり、参加できたことを非常にありがたく感じております。

お忙しい中このような会を開催してくださった先生方には心より感謝申し上げます。

慶應義塾大学大学院法務研究科 企業内リーガルセクションワークショッププログラム 受講生ヒアリング結果(概要)

日 時:平成26年7月1日(火) 18時~19時15分

場 所:弁護士会館 1703A

< ヒアリングにご協力くださった方々 >

4名(男性3名,女性1名)

いずれも,平成24年3月に大学の法学部卒業,平成26年3月に既修コース修了。 各人の志望は,下記のとおり。

- ・検事が5割,企業のインハウスが5割。
- ・弁護士志望。企業内で働くのも面白いのではないかと考えている。
- ・当初は企業のインハウス5割,弁護士5割。現在は官公庁を希望(法務区分)。
- ・企業内弁護士,あるいは総合職で企業に就職(女性)。

本プログラムの受講動機について

インハウスを目指していた。法律事務所側からの企業法務はあったが,企業内で, というのはなかった。企業の法務部の授業として受けたかった。

インハウスの業務のイメージをつかみたかった。また,企業がインハウスとしてどんな人を求めているのか知りたかった。採用状況に関する情報についても,一般の 弁護士の就職活動との違いなどがわかるのではないかと思った。

元々インハウスに興味はなかったが,企業へのエクスターンに行って興味深かった ため,選択肢として考えられないかと思った。企業内の仕事と法律事務所との違い を知りたいと思って受講した。

元々インハウスを志望している。シラバスに,いろいろな企業の部長クラスの方が 来られるとあったので,イメージをさらに具体化できると思い,受講を決めた。

本プログラムの人数,受講時期について

人数は適正規模だった。グループワークが可能で,かつ,関心の薄い人もいないという環境ができていた。

受講する学年については,進路の幅を広げる点で,または司法試験への影響が少ない点で,2年生(既修1年目)で履修したい人もいるし,科目の履修に余裕のある3年生(既修2年目)で履修したい人もいる。

本プログラムを受講してよかった点

進路に及ぼす影響は大きかった。企業がどういう仕事をしているのかがわかり、イ

ンハウスだけでなく,総合職として就職し営業などに関わる道もよいのではないか, という気持ちが生まれた。具体的に,就職したい業種を決めるきっかけにもなった。 また,インハウスの活動の中にも,ロビー活動などもあるというのがわかった。

自分が持っていたインハウスのイメージよりも,職域の幅が広いと感じた。ある企業の法務部のロビイング活動に関する授業が印象に残っている。法を創造するという立場になることにも関心を持ち,現在官公庁への就職も考えている。

法律事務所は,紛争になってから案件が来るが,企業内では紛争にならないように, 予防,リスク管理をする。こうした業務の違いを勉強することができた。

小グループに分かれて,秘密保持契約の検討をするワークショップの授業(奥邨先生ご担当)がよかった。会社として,譲れる部分と譲れない部分の折り合いをつける,というイメージができた。また,自分が契約内容について交渉するという疑似体験ができ,ためになった。

本プログラムへの要望

毎回スピーカーが違うので、毎回授業の雰囲気やレベル感が違うということがあった。ゲストスピーカーの回は、双方向というよりも比較的一方方向の講義が中心だったので、スピーカーの数が減ってでも、もう少しロールプレイのような参加型の授業があるとよかったように思う。

本プログラムでは、インハウスを積極的に取ろうとしている企業の人の話だったが、まだインハウスがいないような、法務部の人数がいない企業の話も聞きたかった。インハウスの形態には、法律事務所からの出向と、任期付と、新卒での採用があると思うが、それぞれを比較した話が聞けるとよかった。

法科大学院を卒業してインハウスになったばかりの人の話も聞いてみたかった。法 科大学院には,弁護士,法律家になりたい人が来ているはずだが,その中でなぜインハウスを選んだのかを聞きたかった。

業界がもう少し多いとよいと感じた。業界の特色や,これと法務との関係について も知りたい。

企業の採用情報をもう少し聞きたかった。採用スケジュールや、どういう人材を求めているのか、といった情報があるとよかった。

本プログラムの中では企業訪問があったが,1社だけでなく複数行けるとよかった。 企業エクスターンは定員が少なく機会に恵まれない人もいるので,こういう機会は 貴重である。

企業内弁護士を目指す学生の立場から、「企業内法務」にフォーカスしたものの他にあるとよかった講座について

本プログラムは法務部にフォーカスしていたが,法務部にこだわらず,職種,業界,

業務内容について,もっと全体的な話を聞ける機会がほしい。どんな業界があるのか,どんな企業があるのかが全くわからない。学部の4年生に比べ,研究が不足していることを実感している。試験勉強があるので,自分で積極的に情報を仕入れることが時間的にできない。司法試験が終わってから0B訪問をしているが,4年生と比べてきつい。授業でなくても,講演などでもあれば…と思う。

その他

インハウス志望のきっかけは,法学部生の時インハウスの先輩の企業を訪問し,インハウスの仕事のイメージを持ったことが大きい。

現在,総合職の就職活動中。企業の間では,法科大学院修了生がどんな人材かについて,まだまだ浸透していない。インハウスといってもインハウスがいないところには通じないので,その説明から始め,売り込みをしている。

現在,官公庁の説明会を回っている。企業への就職活動については,10月に行われる合同就職説明会から始めようと思っている。総合職ではなく,修習に行き,インハウスとして仕事がしたい。

以上

法科大学院における企業内法務カリキュラムに関する意見交換会

日 時 2014年7月28日(月)15:00-18:00

場 所 弁護士会館17階1705会議室

進行次第

- 1 各法科大学院の取組について
- (1) 慶應義塾大学法科大学院における取組について
- (2) 中央大学法科大学院における取組について
- (3) 神戸大学法科大学院における取組について
- (4) 一橋大学法科大学院における取組について
- 2 法科大学院における企業内法務カリキュラムの意義・役割と課題
- (1) 経営法友会における議論状況について
- (2) 企業分科会における議論状況について
- (3) 教育・研修機関における取組について
 - ・経営法友会における講習について
 - ・日本組織内弁護士協会における研修について
 - ・弁護士会における研修について

3 意見交換

出席者(敬称略·次第順)

/П Н (Ф (П) Н	3 43/4/34/
奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
太田 秀夫	中央大学大学院法務研究科 教授
小林 明彦	中央大学大学院法務研究科 特任教授
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科 教授
阿部 博友	一橋大学大学院法学研究科 教授
島岡 聖也	経営法友会 評議員,株式会社東芝 取締役
本間 正浩	日本組織内弁護士協会 理事,日清食品ホールディングス株式会社
矢部 耕三	日弁連法律サービス展開本部委員、法科大学院センター副委員長

【司会】伊東 卓(日弁連法律サービス展開本部委員)

科 目 名	配当学年	開講期	単位数	担当者名
企業実務と法 Ι	2•3年	春学期	2	斎藤 輝夫

■授業の概要・到達目標

本講義では、企業内で働くいわゆるインハウスロイヤーの視点にたって、また企業における法務部門の役割・動き方を中心として企業の直面する諸々の法律問題を考察する。

今日、企業を取り巻く法律、規制はますます複雑高度化し、以前は、監督官庁の指導に従い業界内にて横並びでいれば大過ないという意識が企業に見られたが、今世紀に入ってからは、企業が主体的に法律を分析解釈し適正な企業活動を行わないと甚大な損害を被るリスクがあることが次第に企業経営者の間にも共通認識となった。かかる状況のもと、現在では企業内において法務部門・コンプライアンス部門の役割は極めて重要なものとなり、また、組織内に法曹資格者を保有する需要も大きくなってきている。企業に雇用されインハウスロイヤーとなる弁護士の数も急上昇し、2001年にはわずか70名程度だったのが、2013年には約1000名にまで増加している。

本講義では、将来法曹となる学生のうち少なからざる割合が企業内弁護士になる現状を踏まえて、実務的観点から企業の法務部門が直面する法律問題の基礎を習得させることを目的とする。これによって 本講義が将来のキャリア設計の一助なることを希望するものである。

■授業の内容

講義形式を中心とするが、クラスの人数、企業経験者の多寡により、ディスカッション方式を取り入れる等柔軟に対応する。また、外部の専門実務家をゲストスピーカーによぶ場合もある。

全 15 回のテーマは概ね以下のとおりである。ただし、説明の順序、内容の一部を変更することがある。期末試験は行わないが、授業の理解度を計るため、テーマを与えてレポートを作成、提出させる。授業の進み具合により授業内もしくは授業外で行う予定である。

第1回

企業法務とは

企業内弁護士の現状と役割

企業内における法務部門の役割

外部弁護士との関係

第2回・第3回

法務部門が扱う法律関連実務

コーポレート

- 株主総会や取締役会の運営、対応
- 取締役、監査役の責任
- コーポレートガバナンス

第4回

業法、規制法

- 業法とは 業規制とは
- 業法違反の効果
- 金融機関を例にとり規制と法務部の役割
 - 金融商品取引法、銀行法、貸金業法、割賦販売法
 - ▶ 貸金業法改正と法務部の対応

第5回。第6回。第7回

契約

- 契約交渉における法務部・企業内弁護士の役割
- 各種契約書の作成、レビュー
- 英文契約の対応

第8回・第9回

企業買収、組織再編

- 会社法第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転
- 企業買収の流れと法務部門の関わり

第10回・第11回

コンプライアンス

- 企業活動の上で一般的に気をつけるべき法律
 - ▶ 犯収法(本人確認)、個人情報保護法、独占禁止法、景表法など
- 企業のコンプライアンス体制の構築
 - ▶ 法務部門とコンプライアンス部門との関係
 - ▶ 組織体制、規定整備、委託先管理
- 不祥事対応
 - ▶ 各種事例研究
- 企業の社会的責任(CSR)

第12回・第13回

労働問題

- 労働基準法、派遣法等の概観
- 労務対策
- 労働組合

その他の法律問題

- 海外の法律問題対応
- 環境法、反社会的勢力対応

第14回

即日レポートの作成 または その他の法律問題

第15回

まとめ

- 企業法務の魅力
- 法務部スタッフ、企業内弁護士の適性
- 企業内弁護士の弁護士倫理

■履修上の注意・準備学習の内容

企業での勤務経験は企業活動の理解に役立つ。企業経験のない学生も、日頃から新聞(日本経済新聞等)・ビジネス雑誌に接して企業活動について知ることが望ましい。

クラスの授業は、原則として予習は要求しないが、分野によっては次回までの条文や配布資料の読み込みや簡単なリサーチを授業中に指示することがある。また、基本の法律科目(民事訴訟法、会社法など)に関連する分野については、既習部分をしっかり押さえてくることが望ましい。

■教科書

レジメと配布資料による。

企業実務に関連する法律等を横断的に概観する授業のため一冊でカバーできる教科書を指定すること は難しいので、配布レジメと随時紹介する参考書を利用して学習すること。

■参考書

参考書は随時紹介する。

■成績評価の方法

授業に関するアンケートを随時実施し、授業への取り組みを確認する。また、レポートの提出を求め、 その内容と、授業での質疑・理解度、アンケートの内容等により評価する。評価の割合は、レポート70%、その他(授業での質疑・理解度等)30%とする。

科 目 名	配当学年	開講期	単位数	担当者名
企業実務と法Ⅲ	2•3年	秋学期	2	斎藤 輝夫

■授業の概要・到達目標

企業実務と法Ⅲでは、企業が直面する紛争に焦点をあて、これに関連する法律問題を実務的観点から 考察する。15回の授業のうち、前半は紛争解決の制度に焦点をあて、企業紛争に関連する裁判制度および近時いっそうの活用が期待されている仲裁、ADR制度について学ぶ。後半は、企業が巻き込まれやすい紛争類型毎に、企業の法務部門または企業内弁護士の視点にたち、関連法律の基礎知識を学習するとともにその実務的対応について学ぶ。

本講義は、企業内の法務部門が直面する企業法務の実務に焦点をあてた「企業実務と法 I」の発展型であり紛争をテーマに横断的に企業法務を学習することを企図したものであるので、I を履修した後に本講義を履修することが有用であるが、I の事前履修を必須とするものではない。

■授業の内容

講義形式を中心とするが、クラスの人数、企業勤務経験者の多寡により質疑応答、ディスカッション形式を取り入れる等柔軟に対応する。また、外部の専門実務家をゲストスピーカーによぶ場合もある。全15回のスケールは概ね以下のとおりである。ただし、説明の順序、内容の一部を変更することがある。期末試験は行わないが、授業の理解度を計るため、テーマを与えてレポートを作成、提出させる。授業の進み具合により授業内もしくは授業外で行う予定である。

第1回・第2回

企業法務とは

法務部、企業内弁護士の現状と役割

予防法務と紛争解決法務

紛争解決手段の選択

企業を取り巻く紛争の類型-全体構造-

第3回・第4回 裁判制度を中心

国内訴訟、商事紛争-事例問題-

海外との紛争

国際裁判管轄 外国判決の執行

米国の訴訟制度

第5回・第6回・第7回・第8回 仲裁・ADR制度を中心

仲裁・ADRの歴史

仲裁法のしくみ

裁判外紛争解決手続の促進に関する法律(ADR促進法)のしくみ

金融商品取引法改正と金融ADR制度

様々なADR機関

国際商事仲裁

法交渉学-理論と実践-

第9回・第10回・第11回・第12回・第13回 企業が直面する紛争類型別

- 倩権同収
 - ▶ 交渉、保全、裁判、執行の各段階での法律知識と法務部の対応
- 労働紛争
 - 労働基準法、労働審判法、労働組合法の概観
 - ▶ 労働紛争の対応(セクシャルハラスメント、不当労働行為)
 - ▶ 紛争解決手段(裁判、労働審判、労働委員会、その他)
- 消費者対応

- 貸金業法、割賦販売法、消費者契約法の概額
- ▶ クレサラ問題(過払金返還訴訟等)
- ▶ 金融商品取引法における金融機関の行為規制
- M&A を巡る紛争
 - ▶ M&A 取引から生じる紛争
 - ▶ 敵対的買収に対する対抗措置
- 独禁法
 - ▶ 調査とその対応
- ・ 知的財産に関する紛争
- · 民事再生、会社更生

第14回 その他紛争

または、即日レポート作成

第15回 講評、まとめ

■履修上の注意・準備学習の内容

企業での勤務経験は企業活動の理解に役立つ。企業経験のない学生も、日頃から新聞(日本経済新聞等)・ビジネス雑誌に接して企業活動について知ることが望ましい。

クラスの授業は、原則として予習は要求しないが、分野によっては次回までの条文や配布資料の読み込み、基礎知識の習得、簡単なリサーチを授業中に指示することがある。また、基本の法律科目(民事訴訟法、会社法など)に関連する分野については、既習部分をしっかり押さえてくることが望ましい。

■教科書

レジメと配布資料による。

企業実務に関連する法律等を横断的に概観する授業のため一冊でカバーできる教科書を指定すること は難しいので、配布レジメと随時紹介する参考書を利用して学習すること。

■参考書

参考書は随時紹介する。

■成績評価の方法

随時授業に関するアンケートを実施し、授業への取り組みを確認する。レポートの提出を求め、その内容と、授業での質疑・理解度、アンケート内容等により評価する。評価の割合は、レポート70%、その他(授業での質疑・理解度等)30%とする。

日本弁護士連合会主催 企業内弁護士研修会

企業內弁護士 最前線(全8回)

企業内で活躍する弁護士は 1,100 人を超えました (2014 年 3 月 ,日弁連調べ)。 日弁連は ,各社で活動する若手の企業内弁護士に向けて ,研修会を開催します。講師は ,業種 やキャリアも多様な ,第一線で活躍されている現役の企業内弁護士です。 2 0 1 4 年 5 月から 2 0 1 5 年の 4 月まで ,全 8 回の研修を予定しています。奮ってご参加ください!

第2回

無料・事前申込制

2014年 7月 2日(水) 18時30分~20時30分 弁護士会館17階1702会議室(-部弁護士会にテレビ会議配信)

講師:佐野 晃生(スズキ株式会社法務部長)

第2回講師:佐野 晃生弁護士(略歴)

1985年 鈴木自動車工業株式会社 入社 (現スズキ株式会社)

1993年 弁護士登録(45期,東京弁護士会後に静岡県弁護士会浜松支部)

1993年 堤・安田法律事務所(現丸の内中央法律事務所。スズキ株式会社から出向)

1995 年 アメリカン・スズキ・モーター・コーポレーション法務室

2004年 スズキ株式会社法務部長(静岡県弁護士会浜松支部)

佐野弁護士は,スズキ株式会社入社後に法曹資格を取得され,約20年にわたり企業内弁護士として執務されています。現在は,法務部長として,国内外の紛争解決や紛争予防の業務に加え,コンプライアンス業務も担当されています。

第2回テーマ

- ・紛争解決業務を中心に 企業内弁護士は, 紛争案件にどう関わるか
- ・紛争関連事実の確認, 社外弁護士とのチームワーク
- ・欧米の訴訟対応 ~ Discovery, 秘匿特権, 海外の弁護士との接し方
- ・予防法務,コンプライアンス,キャリアパス開拓(仕事のプロとして信頼されること)
- ・地方都市の企業内弁護士であること

全8回の研修会の内容はそれぞれ独立しており,連続講座ではありません。

企業内弁護士が直面する実務上の問題点をテーマに。日々の職務に活かせます! 社内コミュニケーションから案件処理の極意まで,日常業務のノウハウを伝授 自分を磨き,高みを目指す-企業内弁護士としてのキャリアパスの道標に-

お問い合わせ:日本弁護士連合会業務部業務第三課 TEL 03-3580-9838 所定の申込用紙(別紙)にてお申し込みください。

【申込用紙】FAX **送付先**:03-3580-2866

日本弁護士連合会主催 企業内弁護士研修会

企業內弁護士 最前線(全8回)

第2回

2014年 7月 2日 (水) 18時30分~20時30分 弁護士会館17階1702会議室 (一部弁護士会にテレビ会議配信)

講師:佐野 晃生(スズキ株式会社法務部長)

各弁護士会でも受講が可能です(テレビ会議配信)

申込期限:6月27日(金) / 定員(東京会場):50名[先着順]

東京会場での参加を希望する 弁護士会会場での参加を希望する(テレビ会議配信) 希望会場(弁護士会 支部) 内容的には企業内弁護士として数年の経験を有する方を念頭においた講義になります。 登録番号
ふりがなお名前

所属弁護士会

所属企業/団体

内容が具体的な体験談等に及ぶ可能性があるため録音,録画は御遠慮願います。

御提供いただいた個人情報は,日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。また,この個人情報に基づき,日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会が委託した第三者から,シンポジウム等のイベントの開催案内,書籍の御案内その他当連合会が有益である二判断する情報を御案内させていただくことがあります。なお,個人情報は,統計的に処理・分析し,その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

また,当連合会では,本研修会の内容を記録し,成果普及に利用するため,会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影をされたくない方は,当日,担当者にお申し出ください。

今後の研修会予定:

第3回 9月3日(水)榊原 美紀弁護士(パナソニック株式会社知的財産センター)

「企業内弁護士最前線」 研修第2回

紛争解決業務

2014年7月2日(水)

企業內弁護士 佐野 晃生

「企業内弁護士最前線」 研修第2回

紛争解決業務

[目次]

- 1. 企業内弁護士は、紛争案件にどう関わるか
- 2. 紛争関連事実の確認、社外弁護士との連携
- 3. 海外の訴訟対応~Discovery、秘匿特権、 海外の弁護士との接し方
- # 1-57 mx エージョンプライアンス、キャリアパス開拓4.予防法務、コンプライアンス、キャリアパス開拓(仕事のプロとして信頼されること)
- 5. 地方都市の企業内弁護士であること

「企業内弁護士最前線」研修第2回 紛争解決業務1.企業内弁護士は、紛争案件にどう関わるか1-1[紛争解決の主体] 企業内弁護士は、訴訟案件にどう関わるから、

・訴訟代理人を自ら務めることも、 社外弁護士に依頼することもある。 ・「最適な訴訟解決」という目的に沿って決める。

(資料①「企業内弁護士の多様なありかた」)

.企業内弁護士最前線」研修第2回 紛争解決業務

1-2[紛争解決の方向性] 最適な紛争解決とは?

1. 企業内弁護士は、紛争案件にどう関わるか

たとえば、訴訟なら、徹底闘争か、和解を考えるか? 勝訴判決獲得と和解、2つの選択肢を常に考える。 (資料②「会社法務部の日常から考える」p.800~)

「企業内弁護士最前線」研修第2回 紛争解決業務1.企業内弁護士は、紛争案件にどう関わるか1ー3[紛争解決のための具体的行動] **まず、取るべき行動は、何か?**

事実確認。

事実を確認せずには、正しい方針決定もできない。

(資料②「会社法務部の日常から考える」p.808~) (資料③「アメリカ陪審裁判」p.1/5)

「企業内弁護士最前線」 研修第2回

紛争解決業務

[目次]

- 1. 企業内弁護士は、紛争案件にどう関わるか
- 2. 紛争関連事実の確認、社外弁護士との連携
- 3. 海外の訴訟対応~Discovery、秘匿特権、 海外の弁護士との接し方
- 4. 予防法務、コンプライアンス、キャリアパス開拓 (仕事のプロとして信頼されること)
- 5. 地方都市の企業内弁護士であること

「企業内弁護士最前線」 研修第2回 紛争解決業務 5. 紛争関連事実の確認、社外弁護士との連携

2-1 事実確認 **事実確認のために-その1** まず、今まで学習が手薄な領域と心得よう

- (ex.) 大学・司法試験では、事実は(問題文などにおいて) 確定されていた。
- (ex.) 司法研修所では、事実認定のための証拠は選別済みだった(白表紙)。

「企業内弁護士最前線」研修第2回 紛争解決業務 2. 紛争関連事実の確認、社外弁護士との連携

「企業内弁護士最前線」研修第2回 紛争解決業務

2. 紛争関連事実の確認、社外弁護士との連携

2-4 事実確認

こんな事実があったら良いのになあ!」

法律効果 **↑** 法律要件 法曹に見える、[

~証拠収集の方向づけ

「事実と推測は判別する」基本に忠実に、根拠資料を

(ex.) オヤ?と思う点は、確認する。

「事実は、納得行くまで、つかみに行け」

事実確認のために一その2

事実確認

事情聴取は能動的に聴く~言イタクナイコトもある。

(ex.)

もって確認する。

(ex.)

~予防的に証拠形成し、予防法務に活かす指針

「企業内弁護士最前線」 研修第2回 紛争解決業務 2. 紛争関連事実の確認、社外弁護士との連携

2-3 事実確認

企業内弁護士と、社外弁護士との違い

(社外)調査義務は同じでも、企業内部の事実については わかり得ないこともあろう。

(企業内弁護士) 社外弁護士が気づかない事情も、確認 把握できることもあり得る。 「最適な訴訟解決」という目的に沿ってチームを形成する。

「企業内弁護士最前線」研修第2回

紛争解決業務

[目次]

- 1. 企業内弁護士は、紛争案件にどう関わるか
- 2. 紛争関連事実の確認、社外弁護士との連携
 - 3. 海外の訴訟対応~Discovery、秘匿特権、

予防法務, コンプライアンス、キャリアパス開拓 (仕事のプロとして信頼されること) 海外の弁護士との接し方

5. 地方都市の企業内弁護士であること

_

1

「企業内弁護士最前線」 研修第2回 紛争解決業務 3. 海外の訴訟対応~DISCOVERY、秘匿特権、

紛争解決業務

3-1 海外の訴訟対応

何に気を付けるべきか?

事業のグローバル化 → 海外の訴訟に巻き込まれること (提起すること)もあり得る

Discovery (開示制度) - その2、FRCP (*) 上の開示要求

DISCOVERY(開示制度)、PRIVILEGE(秘匿特権)

3. 海外の訴訟対応~DISCOVERY、秘匿特権、

「企業内弁護士最前線」 研修第2回

3-3 特に米国の訴訟制度との違い

- 同)海外の訴訟対応においても、まず事実確認
- (異)国~制度の違い → 違いを知るためにも、

信頼できる代理人をチームに他国でも勝訴を目指す

→ 文化的背景を異にする他国の裁判官を説得する

12

「企業内弁護士最前線」研修第2回 紛争解決業務 3. 海外の訴訟対応~DISCOVERY、秘匿特権、

. 海タトの時故タルゥ~DISCOVEK1、物固ネ 3-2 特に米国の訴訟制度との違い DISCOVERY(開示制度)、PRIVILEGE(秘匿特権)

Discovery (開示制度) - その1、開示制度 証拠は「自ら収集して提出する」のでなく、 敵に要求して提出させ、出し損ねの制裁も活用する」もの

弁護士を立てるか

(資料②「会社法務部の日常から考える」p.819~)

(*) Federal Rules of Civil Procedure, § 26∼

•Request for Production of Documents(書類提出要求)

·Request for Admissions (RFA, 自白要求)

•Depositions(証言録取) •Interrogatories(質問書)

「企業内弁護士最前線」研修第2回 紛争解決業務 3. 海外の訴訟対応~DISCOVERY、秘匿特権、 3-4 特に米国の訴訟制度との違い

DISCOVERY(開示制度)、PRIVILEGE(秘匿特権)

Privilege(秘匿特権) — 開示の例外

Attorney - Client Communication(弁護士秘匿特権)

(制度趣旨)弁護士との相談は心おきなくできるようにする

「企業内弁護士最前線」研修第2回 紛争解決業務

3. 海外の訴訟対応~海外の弁護士との接し方

海外の弁護士との接し方のヒント

3-7

「企業内弁護士最前線」研修第2回 紛争解決業務 3. 海外の訴訟対応~DISCOVERY、秘匿特権、

3-5 海外の訴訟対応

他社と共同防御する際の留意点、その1

(ex.) 自動車の部品に対して、特許侵害を主張された場合、 自動車メーカー(S社)と部品メーカー(P社)の共同防御を考える

S社は、弁護士との協議内容を開示提出しなくてよい(privilege)

(資料②「会社法務部の日常から考える」p.821~)

事件の長期化はコスト増

(資料②「会社法務部の日常から考える」p.823~)

弁護士任せで良いか?

-しかし、その協議の席にP社が入ると、privilegelは消滅

→ JDA(共同防御契約)

(資料②「会社法務部の日常から考える」p.817~)

9

「企業内弁護士最前線」 研修第2回 紛争解決業務 3. 海外の訴訟対応~DISCOVERY、秘匿特権、

3-6 海外の訴訟対応

他社と共同防御する際の留意点、その2

(ex.)同上、自動車メーカー(S社)と部品メーカー(P社)の共同防御

・訴訟の事実関係は同一、被告同士勝訴を目指すことも同じ

では、共通の弁護士を立てるか?

→ 後日、利害関係が対立したら、困る (資料②「会社法務部の日常から考える」p.820~)

<u>•</u>

「企業内弁護士最前線」 研修第2回

紛争解決業務

[目次]

1. 企業内弁護士は、紛争案件にどう関わるか

2. 紛争関連事実の確認、社外弁護士との連携

3. 海外の訴訟対応~Discovery、秘匿特権、 海外の弁護士との接し方 4. 予防法務, コンプライアンス、キャリアパス開拓 (仕事のプロとして信頼されること)

5. 地方都市の企業内弁護士であること

41 / 64

「企業内弁護士最前線」研修第2回 紛争解決業務

4. 予防法務,コンプライアンス,キャリアパス開拓

「日本法のプロ」であれば足りるか?

4-3 予防法務, コンプライアンス

「企業内弁護士最前線」研修第2回 紛争解決業務 4. 予防法務, コンプライアンス, キャリアパス開拓 4-1 予防法務

臨床法務と予防法務、どちらを目指すか?

予防法務を基本と考えよう

資料②「会社法務部の日常から考える」p.803~)

「企業内弁護士最前線」研修第2回 紛争解決業務 4. 予防法務, コンプライアンス, キャリアパス開拓 4-2 予防法務, コンプライアンス

法的に問題あるプロジェクトを相談されたら?

ノーと言う。

代替策を一緒に考える。

資料②「会社法務部の日常から考えるJp.805~)

(資料(4) 法曹の新しい職域」)

複数の国の法令遵守

グローバル法務

「企業内弁護士最前線」研修第2回 紛争解決業務

4. 予防法務,コンプライアンス, キャリアパス開拓 4-4 キャリアパス開拓

キャリアパス開拓の方法論?

仕事のプロとして信頼されること

(資料⑥「仕事のプロを目指してみる」) 資料⑤「企業内弁護士」p.180~)

64 42

36

「企業内弁護士最前線」研修第2回 紛争解決業務

5. 地方都市の企業内弁護士であること

5-1 地方の組織内弁護士

弁護士会との関わり

「企業内弁護士最前線」研修第2回 紛争解決業務4. 予防法務, コンプライアンス, キャリアパス開拓4-5 キャリアパス開拓

キャリアパス開拓のために

組織内コミュニケーションの重要性 (前回、室伏先生も)

資格なき法務部員との違いは何か?

要注意!一個人事件受任の落とし穴

47

「企業内弁護士最前線」 研修第2回

紛争解決業務

[目次]

1. 企業内弁護士は、紛争案件にどう関わるか

2. 紛争関連事実の確認、社外弁護士との連携

3. 海外の訴訟対応~Discovery、秘匿特権、 海外の弁護士との接し方 4. 予防法務、コンプライアンス、キャリアパス開拓 (仕事のプロとして信頼されること)

5. 地方都市の企業内弁護士であること

会員・所属企業との信頼関係醸成

1

弁護士会員である

「よき地域社会人」

「よき企業市民」

「企業内弁護士最前線」 研修第2回

紛争解決業務

[目次]

1. 企業内弁護士は、紛争案件にどう関わるか

2. 紛争関連事実の確認、社外弁護士との連携

3. 海外の訴訟対応~Discovery、秘匿特権、 海外の弁護士との接し方 4. 予防法務, コンプライアンス、キャリアパス開拓 (仕事のプロとして信頼されること)

5. 地方都市の企業内弁護士であること

43 / 64

/参加者報告
一一次一
最前線」
護士
企業内弁
月2日「

数	参加	22	18															_		8
受講回数	公申	22	20															# #] #]	٢ ﴾	75.3
畝		初めて	2回目													2回目	24.7%			
<u>E</u>	参加	24	11	Ξ	က	3	-	2	-	0	3						ш 3	8		
(組織	申込	23	14	18	က	3	1	2	1	0	2						1年目	¥0:	E #	18.6%
経験年数(組織内)		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目~							3年目		18
· · · · ·	参加	0	0	2	0	-	0	-	2	2	3	2	-			\triangle	7.1%	7.1%	%	
習期(事務所	申込	-	4	လ	2	1	1	2	2	2	9	2	2			7 46~50 % 14.3%		eq	$\binom{63}{63} \binom{62}{14.3\%}$	4.3%
修習期		~20	41~45	46~50	51~55	22	09	61	62	63	64	65	99			65 7.1%	14.3%	64	21.4%	
· 元	参加	-	-	2	2	-	လ	လ	9	4	14	∞	12	2				62 10.2%		. L ₆₃
習期(組織内)	申込	0	2	4	-	0	2	2	11	2	19	7	13	1				Ž	/	23.7%
修習期	/	41~45	$46 \sim 50$	51~55	58	29	09	61	62	63	64	65	99	5条		99	20.3%	65	13.6%	23
	参加	22	2	0	14															
光	申込	63	3	-	28													⊹	Æ¥ 78.1%	
所属先		计業	田本	地方自治体	法律事務所										法律事	19.2%	回体し、	7		
√ II∕	参加	17	9	6	8	-	4	2	3	3	4	2	-	-	0	2	9	-	0	О
所属弁護士会	申込	17	17	16	9	0	9	2	2	4	3	လ	-	3	-	3	-	-	-	-
所属弁	/	東京	大阪	第二東京	第一東京	群馬	横浜	静岡県	福岡県	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	愛知県	兵庫県	当口円	大分県	出	広島	京都	長崎県	內斯	単三言言
	参加	38	9	2	က	3	4	2	_	1	2	9	-	0	-	0	0	73		
受講場所	申込	45	17	2	2	4	3	3	3	2	2	-	-	-	-	-	-	92		
吸羅		東京	大阪	静岡県	福岡県	当川豊	愛知県	长庫県	大分県	横浜	広島	京都	一二二	· 中	長崎県	宮崎県	鹿児島県	合計		

参加有 総数	{	割百
全体	23	100%
組織内	69	80.8%
法律事務所	14	19.2%

	28	11	39.3%		3	14	20.0%
法律事務所	③事前申込総数	⑩申込済参加者数	6 / 1		(1) 当日参加者数	①参加者総数	(6/2)
			1	1	_		
		3	2%		9	6	1%
	L 9	数 43	64.2%		91	69	88.1%

	<u> </u>	99	%6'89	61	23	%8'9/
王体	①事前申込総数	②申込済参加者数	2/1	③当日参加者数	4)参加者総数	4/1

企業内弁護士研修会【企業内弁護士 最前線②】(7/2)アンケート集計

2014/7/7

名名 【参加者数】 73

【回答者数】 (回答率) 43.84% 32

※ 回答者の属性

<u>修習期</u>	
51期	1
54期	1
58期	2
60期	2
61期	2
62期	4
63期	4
64期	7
65期	4
66期	3
5条	1
未回答	1

所属弁護:	士会
東京	9
第一東京	4
第二東京	6
横浜	3
群馬	1
大阪	2
京都	1
兵庫県	1
愛知県	3
富山県	1
未回答	1

性別 男性 20 女性 11 未回答 1

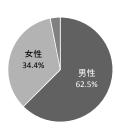
<u>所属先</u>	
企業/団体	31
官公庁	0
地方公共団体	0
法律事務所	1
その他	0
· ·	

勧務網	<u>圣験</u>	受講回数
12		初めて
15		2回目
3		
1		
1		
	12 15	15

又神凹双	
初めて	21
2回目	11

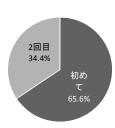












本日の研修についての感想をお聞かせください。

良かった点

/	
経験年数	感想
1年目 具	具体的な事例に関した内容だった
1年目 2	メーカーの社内弁護士としての話を聞けた。
1年目 1	企業内弁護士としての心構えや意識の持ち方がよく分かった。
1年目 分	分かり易くためになった
1年目 d	discovery等実務的な注意事項が整理されていて良かった。
1年目 3	実践的だった
1年目 🕏	会社員としての弁護士のあり方として非常に参考になる話でした。
1年目 3	実践的で、実務の上でのアドバイス・ヒントもたくさんあり参考になりました。
1年目 』	具体的な話が多く、自らの経験に当てはめて考えることができた点。また、資料が多く、研修後もよく読みたいと思いました。
1年目 竹	悩む点に示唆を与えてくれる内容でした。
1年目 =	キャリアパス, 企業の中でどう過ごしていくかが参考になった。
2~4年目 ネ	社内での信頼の重要性や、信頼を受けるために重要な点など企業内で必要な点が聞けたことが良かった。
2~4年目	インハウスと訴訟業務との関係がよく分かった。
	仕事のプロという観点を示していただいて良かったです。事務所勤務時に「プロの仕事とは?」を自問し続けていたことを思い出しました。そして, 会社に勤務している今も同じようにプロの仕事を追求していこうと思いました。
2~4年目 #	経験に基づく話だったこと
2~4年目 🧯	資料等も添付されていて,具体例が面白かったです。
2~4年目	実務経験を踏まえてお話しいただいた点
2~4年目 #	経験談を交えた具体的な話が聞けて有益であった。
	分かり易く実務の話を伺うことができ,多くを学ぶことができました。日頃の業務や今後についてまで,多くを考えるきっかけと なりました。
2~4年目	自分に引き直しながら聞ける内容でとても参考になりました。
2~4年目 #	紛争解決にとどまらずキャリアパスや地方の弁護士であることにまで及ぶ内容だった点
2~4年目 县	長年勤務している人のキャリア形成を学べた
2~4年目 1	企業で働いていて非常に共感する内容であった。
7~/14 -	インハウスとしての原理原則を確認できたのは良かった。同じ講師で各国の競争法など,特定のトピックについての講義を聴いてみたい。
2~4年目 1	企業内弁護士として活躍されている方から直接の経験に基づいた話を伺うことができた。

	5~10年目	米国のdiscoveryの話が聞けた点
Ī	5~10年目	資料2が良かった。実務の様子をイメージし易かった。
Ī	11年以上	資料が豊富であとで拝読したい。

改善すべき点

■企業/団体所属

経験年数	感想
1年目	テーマをもう少し絞っても良かったかと思います。
1年目	もう少し具体的なノウハウ等があればありがたかった。
1年目	事実認定の重要正当、やや初学者向け内容があった点
1年目	質問が最後にまとめられたため、テーマごとに質問の機会があっても良かったかもしれません。
2~4年目	法務部門として社内を説得するための方法や実例策の話が伺えれば良かったです。
2~4年目	やや一般的な内容が多かったので、もう少し踏み込んだ内容の話が聞きたい
2~4年目	基本的な心構え等が中心で、できれば専門分野(例:PL訴訟)にも踏み込んだ説明を伺いたかった。

2 この研修を何で知りましたか(複数回答可)

1 弁護士会からのお知らせ	16	
2 日弁連会員専用ページ	0	
3 日本組織内弁護士協会からのお知らせ	14	
4 その他	2	

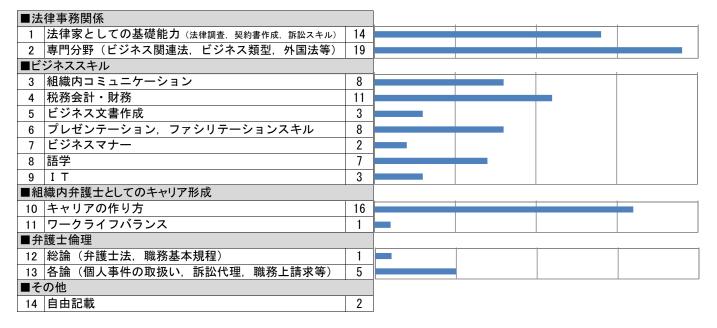
3 (現在,法律事務所に所属されている方対象)今回,企業内弁護士向けの研修を受講しようと思った理由について,該当する数字すべてに〇を付けてください。

				I.	_
1	企業内弁護士へのキャリアチェンジを検討しているた	0			I
-	A # 4 A # 1 1 A # 12 A # 2 A 1 J				1
2	企業内弁護士との協働の仕方を考えるため	1			
		^			
3	企業法務に関する知識等の強化のため	U			
	수 + = - + + + + + + + + + + + + + + + + + 	-			
4	自由記載欄	- 1			

■法律事務所所属

経験年数	感想
2~4年目	かつてインハウスとして勤務していたため

4 (現在,企業/団体に所属されている方対象)企業内弁護士向けの研修会として、具体的に受講したい内容について、該当する数字すべてに〇を付けてください。



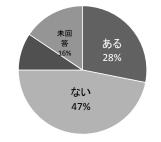
■企業/団体所属

	л д
経験年数	感想
2~4年目	会社の中にいるばかりですと一会社人として埋没していく気持ちになるので、プロ意識を喚起していただける内容であればそれのみでもとてもありがたいです。
2~4年目	PL法, 下請法, 会社法全般, WTO協定その他国際取引法
	46 / 64

5 (現在,企業/団体に所属されている方対象)所属先の企業/団体で、弁護士・修習生求人求職システム「ひまわり求人求職ナビ」を利用されたことがありますか

1	ある	9
2	ない	15
3	「ひまわり求人求職ナビ」を知らない	0
4	利用していたかどうかわからない	3
5	未回答	5

(ナビを利用して)採用実績あり	6
(ナビを利用して)採用実績なし	0



6 企業内弁護士に対して日弁連が実施すべき研修やセミナー、施策等に関するご意見がありましたらお聞かせください。

■企業/団体所属

経験年数	感想
1年目	弁護士を雇用する会社(特に社会人経験のない弁護士)へ活用の仕方や企業内弁護士の実状の情報発信をしてほしいです。
2~4年目	会社のコンプライアンス施策において果たすべき役割、持っておいた方が良い意識
2~4年目	リニア反対とか、全会員の中でごく一部しか賛同しない決議を日弁連の名前で出すのは本当にやめてほしい。そんな労力があれば、セミナーを充実させるのに予算を使ってほしい。

日本弁護士連合会主催 企業内弁護士研修会

企業內弁護士 最前線(全8回)

日弁連は、各社で活動する若手の企業内弁護士に向けて、研修会を開催します。

講師は、業種やキャリアも多様な、第一線で活躍されている現役の企業内弁護士で、テーマも毎 回異なります。2015年の4月まで、全8回の研修を予定しています。奮ってご参加ください!

第3回

※無料・事前申込制

2014年9月3日(水) 18時30分~20時30分 弁護士会館17階1702会議室(弁護士会にテレビ会議配信)

講師:榊原 美紀 (パナソニック株式会社)

知的財産センター 渉外・著作権チーム)

■第3回講師:榊原 美紀弁護士(略歴)

1997 年 4月 弁護士登録 (49期)

2001 年 6月 ボストン大学ロークル修了(LL.M.)

2003 年 10 月 パナソニック株式会社

榊原弁護士は、弁護士登録後、法律事務所勤務、留学を経て、パナソニック株式会社に入社されました。日本のほか、米国カリフォルニア州の弁護士資格をお持ちで、現在は同社知的財産センター渉外・著作権チームで勤務されています。

■第3回テーマ ※全8回の研修会の内容はそれぞれ独立しており、連続講座ではありません。

- ・法律事務所での勤務経験と対比しつつ、知的財産関連の具体的事例を題材に、インハウスとしてどのように仕事をしているか
- 具体的ノウハウの解説~どのようなスキルがどのような局面で役立つか~
- ■研修会後のアンケートに寄せられた声



実践的で、実務の上でのアドバイス・ヒントもたくさんあり参考になりました

企業内弁護士としての心構えや意識の持ち方がよく分かった





現状に満足することなく危機感をもって将来のあり方を考えることを意識させてくれた

具体的な話が多く,**自らの経験に当てはめて**考えることができた



お問い合わせ:日本弁護士連合会業務部業務第三課 TEL 03-3580-9838

※所定の申込用紙(別紙)にてお申し込みください。

【申込用紙】FAX 送付先: 03-3580-9888 11-2

日本弁護士連合会主催 企業内弁護士研修会

企業內弁護士 最前線(全8回)

第3回

2014年 9月 3日(水) 18時30分~20時30分 弁護士会館17階1702会議室(弁護士会にテレビ会議配信)

講師:榊原 美紀(パナソニック株式会社

知的財産センター 渉外・著作権チーム)

各弁護士会でも受講可能(テレビ会議配信)※お早めに日弁連にお申し込みください。

申込期限:8月29日(金) / 定員(東京会場):50名[先着順]

	東京会場での	参加を希望する
	弁護士会会場	での参加を希望する(テレビ会議配信)
	→希望会場(弁護士会 支部)
*	企業内弁護士とし	て数年の経験を有する方を念頭においた講義になります。
登釒	录番号	
	がな 名前	
所属	属弁護士会	
所属	属企業/団体	
		関するセミナー等をメールでご案内しています。よろしければメールアドレス ナ出ていただいた方は結構です。)。
メー	-ルアドレス	

※内容が具体的な体験談等に及ぶ可能性があるため録音,録画は御遠慮願います。

※御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍の御案内その他当連合会が有益であると判断する情報を御案内させていただくことがあります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。 また、当連合会では、本研修会の内容を記録し、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお申し出ください。

今後の研修会予定(東京会場):

第4回 11月7日(金)片岡 詳子弁護士(株式会社ユー・エス・ジェイ)

2

企業内弁護士研修会 鄉3回 最前線 企業内弁護士 日弁連主催

2014年9月3日 草河 弁職士

自 口 給 介

1. 企業法務を取り扱う法律事務所

2. 米国ロースクール留学とBar Exam

3. 外資系ローファーム

4. インこむスロイヤー

差別化のための具体的ノウハウ

別紙 「自由と正義 12012年4月号「ロビイストという仕事」(省略)

15. 差別化のための具体的/ウハウ

M(100)

12-14 説明方法の一例

11. 実際に取った行動

調整力 个 1. コミュニケーション能力

イ票

① 分かりやすさ・見せ方

2. 専門性(弁護士)

信頼

① 徹底的調查・分析

徹底的検討 (N)

調整力•信賴 个 3. プロとしての立ち位置

[資料一部省略]

差別化のための具体的ノウハウ

自己給介

週間スケジュール仮想例

組織内部の構造

5.

業務の構造

∞

課題設定 前提知識

51

64

組織内部の構造

会長、社長、副社長、 専務、常務等の役員

		比較表	9
	企業法務を取り扱う法 律事務所	外資系ローファーム	インハウスロイヤー
採用方法	紹介・個別/グループ訪問	問い合わせ 個別/グループ訪問	ホームページ等弁護士会 個別面談
採用基準(旧)	受験回数、英語力	受験回数、英語力	両国の法曹資格
仕事の配点	河	少少	受身+自ら発掘*
方針決定★	パートナー	バートナー	自分★+役員+社長
職人orチーム	職人型	作業型	チームワーク+職人型
クライアント	比較的固定(顧問先8割)	外資の一見が大半	社内の事業部or間接部 門
幸	顧問料+タイムチャージ タイムチャージ	タイムチャージ	(社内で費用請求アリ)
李	年俸制+事件単位の ボーナス	年俸制	管理職は年俸制
素	クライアント・パートナー からの評判	チャージ時間数 クライアント・パート ナーからの評判	役員・上司からの評価 クライアントからの評価 人事からの評価
キャリアパス (専門職orマ ネジメントッ)	アソシエイトとパート ナー	アンシェイト、オブカウ ンセル、パートナー(エ クイティパートナー)	組合員(社員、主事)、管理職(参事、担当部長、部長、本部長)、役員等

画茶部門マ 伊国戦略 マナーバス

在 談

D. The

6

(車載、住宅、AN、家電等

相談(

課題設定

[相談内容]

技術で保護しているのに、補償金も支払い続けなければならないのか?(貴方ならどう回答す る?そして、その後、どのような行動を取る?)

【前提知識】

著作権法30条2項、104条の5、 著作権法施行 令1条2項



52

64

11

実際に取った行動

10

補償金制度の概要

前提知識

1. 万部

業界団体 機器:JEITA 媒体:JRIA

支払

新影

译音:サーラ、録画:サーブ

少匠

補償金管理団体

録音録画機器· 媒体のメーカー

2. 行政 3年(2006-2009)

官僚との連携・各省協議を支援

産業界で意見集約

消費者団体、学者、実務家と連携+情報提供

④ マスコミ対応(記者懇談会、取材対応、個別レク等)

3. 司法 3年(2009-2012)

証拠作り・証拠集め(情報公開請求)

2 Joint Defense Agreement

③ 代理人以外からの支援(消費者団体、マスコミ、学者、 元裁判官)

4. 国%

9

機器・媒体の 販売時

直接コンタクトなし

不透明な分配

権利者

機長の実際なり

共**通目的**基金 (20%)

> 映画: 私的鉄画着作権者協議会(民鉄通 NHK、映道など権利者7回体で構成)、 拱団協、レコード協会

豪音:JASKAC、 棋団協、レコード協会

権利者団体(80%)

家庭内での適法なコピーに伴う損失を「補償」するもの

15

差別化のための具体的ノウハウ

1. コミュニケーション能力 → 調整力

① 分かりやすさ・見せ方

2 人脈

2. 専門性(弁護士)

① 徹底的調查・分析

② 徹底的検討

3. プロとしての立ち位置 💎 訓

ŀ

4 信頼

黒サイナのイ スコ

→ 調整力・信頼

100% 77.9% 22.1%

全体 組織内 法律事務所

15

73.3%

申込 参加

参加

申

受講回数

経験年数(組織内)

36 21

36

数めて

8 8

21

16 28

6

4

2

0 0 0

0

2回目3回目

20 13

	経験年数(1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目~			
	所)	参加	-	_	2	0	0	-	-	က	2	4	0	-	-
	(事務所)	申込	0	0	3	1	1	1	1	2	2	4	0	0	0
	修習期(21~30	$31 \sim 40$	$46 \sim 50$	26	29	09	61	62	63	64	69	99	5条
	力)	参加	_	0	-	1	-	2	9	2	13	6	6	2	
	(組織)	申込	0	1	1	1	4	9	6	7	14	11	10	1	
	修習期(組織内		$31 \sim 40$	41~45	51~55	29	09	61	62	63	64	65	99	5条	
弁護士 最前線」申込/参加者報告		参加	47	4	2	15									
	所属先	申込	62	2	1	15									
			公業	団体	官公庁·自治体	法律事務所									
	護士会	参加	18	6	8	8	9	3	2	7	2	2	-	-	-
		申込	22	1	6	11	13	4	4	က	1	1	4	2	1
	所属弁		東京	京都	第一東京	第二東京	大阪	静岡県	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	横浜	兵庫県	鹿児島県	愛知県	広島	群馬
業区		参加	37	9	လ	-	2	-	-	6	2	-	-	-	2
쓴	受講場所	申込	45	13	4	4	4	2	_	-	-	-	-	-	-
■9月3日「企業内弁護士	版	\int	東京	大阪	静岡県	愛知県	当口罩	広島	群馬	小学	兵庫県	一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	長崎県	大分県	鹿児島県
		-	•											54	1 /

				利 利 利	\ \frac{1}{2}	22.9%							
	3回目	16.2%			2回目30 %	2000				割合	100%	77.9%	
			П	I %						_,	89	53	
	4年目	, 5. W.		3年目 17 0% 34.0%	2000	2年目34.0%				参加者総数	全体	組織内	1-4-+- T
0 0]		46 ≥0 50	11.8%		62	17.6%						
5条				64	73.5%	63	: :	11.8%			15	11	i c
			66 61 17.0% 9.4%		65		24.5%			法律事務所	事前申込総数 ⑨	申込済参加者数 ⑩	(i)
					** [*]	69.1%					65	42	
	法律事	務所 22.1%			4年 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	%6.5		1		組織内	事前申込総数 ⑤	、済参加者数 ⑥	(i,
-	-	-	-	0	1	-					卌	申	
ı —	-	-	-	1	1	0			ı				
群馬	長崎県	大分県	內馬馬	旭川	一口口	千葉県					81	52	
2	-	0	89							全体	総数 ①	者数 ②	
-	-	1	81								3.2. 総	参加:	2

法律	事前申込総数	申込済参加者	6/ 0	当日参加者数	参加者総数	(6/(1)
	65	42	64.6%	11	53	81.5%
組織内	事前申込総数 ⑤	申込済参加者数 ⑥	(9)	一	参加者総数 ⑧	(2 /8)
	_	2	.2%	9	8	%0:

100.0%

事前申込総数 ①	81
自込済参加者数 ②	52
(1)	64.2%
当日参加者数③	16
参加者総数 ④	89
(L) / (J)	84 0%

內局

企業内弁護士研修会【企業内弁護士 最前線③】(9/3)アンケート集計

2014/9/5

【参加者数】 68

名名 (回答率) 51.47% 【回答者数】 35

※ 回答者の属性

<u>修習期</u>	
55期	1
59期	1
60期	2
61期	3
62期	5
63期	4
64期	10
65期	4
66期	5
未回答	0

<u>所属弁護士会</u>				
東京	14			
第一東京	5			
第二東京	7			
横浜	1			
千葉県	1			
大阪	3			
愛知県	1			
富山県	1			
大分県	1			
鹿児島県	1			
未回答	0			

性別 男性 22 女性 13 未回答 0

29
1
1
4
0

<u>現所属先</u>	受講回数		
1年目	9		初めて
2~4年目	25		2回目
5~10年目	1		3回目
11年以上	0		未回答
未回答	0		

文码凹数	
初めて	17
2回目	12
3回目	4
未回答	2













本日の研修についての感想をお聞かせください。

良かった点

■企業/団体所	
経験年数	感想
1年目	社内でのプレゼンテーションのために非常に有用だった。パワーポイントを活用すべく明日から頑張ります。
1年目	資料が簡潔で分かりやすい(こういう資料がいい、という見本になった)。
1年目	事業部と管理部門(法務)との関係は、自分でも実感できる点が多く、自分自身がリスク回避をして「事業部門のサポート役」という姿勢が徐々に薄れていることを自覚させられました。改めて、労をいとわず、会社の為に汗をかく人達のサポートをしなくてはと認識しました。
1年目	自分も社内クライアントの満足度・信頼には気をつけていたので、方向性等について確認できた。訴訟へのロビイストとしての関わりについて新たな視点が持てて非常に良かった。
1年目	具体的ノウハウが実例に基づいていて良かったです。
1年目	経験談が豊富だった。若手向けの話が多かった。
1年目	実務に直結する研修だった。特に具体的なマネジメントのやり方のイメージが分かった点が良かった。
1年目	資料作成(パワポ)でわかりやすく伝えなければいけないということは痛感することで納得できた。
2~4年目	コミュニケーションの重要性を学んだ
2~4年目	ロビーイングに関する話が面白かった。
2~4年目	一般的アドバイスのみならず、具体的な実務で経験した案件についても教えていただき参考になりました。
2~4年目	社内調整の大切さなどについて改めて理解できてよかった。
2~4年目	有意義な講義だった。
2~4年目	インハウスとしての姿勢というものがあると感じた。日頃感じていることと似ている感覚で共感できた。
2~4年目	講師が素晴らしかった。他の社内弁護士からは聴けない話ばかりで非常に有意義だった。
2~4年目	人間関係の機微については書籍より口頭でお話いただけるとニュアンスが分かりやすい。調整について先生の体験をまじえ てお話いただけたのは良かった。
2~4年目	とても勉強になりました。自分の意識を見つめ直すきっかけになりました。
2~4年目	管理職としての視点で話を伺えた。
2~4年目	具体例を交えて話されていたのが分かりやすかった。
2~4年目	訴訟での関わりや社内対応など様々なお話をお聞きすることができて大変有意義でした。
2~4年目	実務経験に基づいた貴重なお話をいただけて、非常に良い勉強になりました。
2~4年目	日頃悩んでいる会社での働き方と、事務所での働き方の違う点、どういう点を重視してやっていくべきか、等について納得できる答えをきくことができて大変勉強になりました。
2~4年目	異なる業種の法務部門の仕事の状況・方針について知ることができる大変有意義な機会だった。
2~4年目	法律事務所での働き方とは違う点を実体験を交えて話していただいた点

2~4年目	人脈やコミュニケーション力としてお話されたこと。具体的には事業部のために頑張ってファンを増やしたり、ワンストップサービスとして、他部署のことまでアドバイスしたり等を榊原さんも実践されているということを伺い、同じようにしている法務部員もいることを知り(もちろん実践されているレベルの差はあると思います。)安心できました。うちの会社も、待ちの姿勢・消極的といった法務部員がほとんどのため、自分のやっていることに間違いはないと思いつつも業務のやり方に少し不安を感じておりました。榊原さんのお話で、少し気分が楽になりました。
2~4年目	一貫したテーマで具体的な話をきけたので理解しやすかった。
2~4年目	企業で渉外という経験者の少ない仕事をされているので、その内容を具体的に聞けておもしろかった。
2~4年目	プレゼンテーション能力の充実や仲間を増やすことが自分の力を発揮するのに重要だと実感できた。
5~10年目	実務での悩みや解決法が分かりやすく説明されていた。

改善すべき点

■企業/団体所属

経験年数	感想
1年目	20時頃には本論が終わってしまい、もう一つくらいテーマなり具体的なエピソードなりを入れてもらえるとよかった。
1年目	マイクを使っていただけるとよりよい。
2~4年目	日弁連会場内でもマイクを使って欲しい。聞こえにくかった。
2~4年目	聞こえづらいことはなかったが、リモートのマイクは完全にオフ(ミュート)にして欲しい。
2~4年目	企業の規模、業界での立ち位置によって方針・スタンスは変わるはずなのでそのような点への目配りがあるとより良いと思う。
2~4年目	特段ありませんが、敢えて書くとすればサラリーマンとしてどう上手くやっていく(折り合いをつける)か、特に若手の企業内弁護士としてどう他の部内の人と上手くやっていくかアドバイス頂ければなおよかったです。
2~4年目	スライド12~14の比較についてはどのようなことを誰に対して説明すべきシーンで使う資料なのか、事前に説明があった方が理解がすすんだかと思う。

2 この研修を何で知りましたか(複数回答可)

1 弁護士会からのお知らせ	17
2 日弁連会員専用ページ	7
3 日本組織内弁護士協会からのお知らせ	16
4 その他	

※以下の設問は、本研修会に初めて参加した方のみ回答

3 (現在、法律事務所に所属されている方対象)今回、企業内弁護士向けの研修を受講しようと思った理由について、該当する数字すべてに〇を付けてください。

				1
1	企業内弁護士へのキャリアチェンジを検討しているた	1		
2	企業内弁護士との協働の仕方を考えるため	0		
3	企業法務に関する知識等の強化のため	4		
4	自由記載欄	0		

4 (現在、企業/団体に所属されている方対象)企業内弁護士向けの研修会として、具体的に受講したい内容について、該当する数字すべてに〇を付けてください。



■企業/団体所属

経験年数	感想
2~4年目	弁護士会の会務活動をどのように考えているのか。また実際にどう取り組んでいるのか。長年組織内弁護士をやっている方に是非聞いてみたいです。(私はなんとなくまだ組織内弁護士が蚊帳の外に置かれているような気がしています。)

5 (現在、企業/団体に所属されている方対象)所属先の企業/団体で、弁護士・修習生求人求職システム「ひまわり求人求職ナビ」を利用されたことがありますか

1	ある	9
2	ない	10
3	「ひまわり求人求職ナビ」を知らない	0
4	利用していたかどうかわからない	2
5	未回答	14

(ナビを利用して)採用実績あり	6
(ナビを利用して)採用実績なし	2



6 企業内弁護士に対して日弁連が実施すべき研修やセミナー、施策等に関するご意見がありましたらお聞かせください。

■企業/団体所属

経験年数	感想			
1年目	専門的知識を体系的に学べる研修があれば。			
1年目	色々なキャリアの人から話を聞けるような会がもっと多いとよい。			
2~4年目	本研修会に関する告知が不十分のように思う。			
2~4年目	公益活動(義務の活動、国選や委員会参加等)について企業内弁護士により配慮した制度にして頂きたいです。また、1 内の業務のみを行っている弁護士については勤務先情報等の個人情報を非開示できるとして頂きたいです。			

日弁連 e ラーニング企画

シリーズ コーポレート・ガバナンスに関わる弁護士のための基礎講座 ~ 社外役員・企業内弁護士等が押さえておくべき基礎知識

【内容(予定)】

タイトル:コーポレート・ガバナンスに関する基礎知識(2時間30分)

講師:國廣正構成骨子:

1. コーポレート・ガバナンスと会社法、金融商品取引法、証券取引所規則

2. 社外取締役・社外監査役の役割・責任

3. 社外取締役・社外監査役の業務

4. 社外役員等に関するガイドライン(経産省)

タイトル:会計・財務の基礎知識(2時間)

講師:西山茂

構成骨子:

1. 損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書の読み方

2. 投資プロジェクトや企業買収における投資評価

3. 資金調達の意思決定と評価

4. 配当・自社株買いの意思決定と評価

タイトル:監査の基礎知識(2時間)

講師:松井隆幸

構成骨子:

1. コーポレート・ガバナンスと監査

2. 公認会計士監査の役割

3. 公認会計士監査の実施プロセス

4. 内部監査の役割

5. 内部監査の実施プロセス

日本弁護士連合会主催

女性インハウスのためのキャリアアップセミナ、 女性インハウスのためのキャリアアップセミナ、 とジネスの発展と法務~企業内弁護士に期待すること。

今後のキャリアやビジネスについて悩みはありませんか?

企業内で活躍されている弁護士は約1,200名,そのうち40%は女性が占めています。

日弁連は、企業内で活躍されている女性弁護士のキャリアアップや自己啓発、仕事や家庭のマネジメントに関し、セミナーや同じ悩みを抱える女性企業内弁護士同士の交流会を通じ、みなさまのさらなる活躍を支援します。奮って御参加ください!

事前申込制【申込期限:10/16(木)】

2014年10月18日(土)13:30~15:30 弁護士会館14階1401会議室

今後のキャリアに ついて考えたい

他社のやり方を知り, 仕事の改善に 役立てたい

ビジネスの話を 聞きたい 育児中でも 参加できる セミナーがあったら

第1部 セミナー

ビジネスの発展と法務 ~企業内弁護士に期待すること~

講師: 稲垣 泰弘氏 (㈱小松製作所執行役員法務管掌)

稲垣様は,株式会社小松製作所において,法 務部長を経て,現在は国際渉外部長 兼 輸出 管理部長を務められています。

コマツには8名の弁護士が所属しており、ビジネスの中で企業内弁護士に期待されることから、今後の法務の役割、女性の活躍に対する期待まで、会社経営に携わる立場からお話しいただきます。

- ・現在日本企業が置かれている環境と法務の役割 グローバル化,複雑化,専門化
- ・企業内弁護士に求められるスキル、マインド
- ・女性の活躍に期待すること

加えて,株式会社小松製作所 の社内弁護士の方から,同社における 働き方に関するプレゼンテーションをいただきます。

第2部 交流会

講師・参加者との情報交換

※軽食あり

※育児中の方も御参加いただけます(託児サービス利用可→9/30まで受付) ※法律事務所等に所属する企業内弁護士に関心のある女性会員も御参加いただけます。

お問い合わせ:日本弁護士連合会業務部業務第三課 TEL 03-3580-9838

※所定の申込用紙(裏面)またはWEB申込フォームにてお申し込みください。

日本弁護士連合会主催

女性インハウスのためのキャリアアップセミナ、 女性インハウスのためのキャリアアップセミナ、 とジネスの発展と法務~企業内弁護士に期待すること。

<申込用紙> 【FAX送付先】: 03-3580-9888

WEBからもお申し込みいただけます。https://qooker.jp/Q/auto/ja/femalecareer/inhouse/

事前申込制【申込期限:10/16(木)】

2014年10月18日(土)13:30~15:30 弁護士会館14階1401会議室

登録番号						
お名前(ふりがな)						
所属弁護士会						
所属企業/団体 ※企業内弁護士に関するセミナーや	研修会等をメールで御案内	しています。よろしければメ ー ル?				
メールアドレス						
託児サービスの利用	希望	□あり	□なし			
→希望ありの場合、お子様の年齢・人数(※御利用を希望される方は、9月30日までにお申し込みいただきますようお願いいたします。 御不明点等ありましたら事務局までお問い合わせください。						

※御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍の御案内その他当連合会が有益であると判断する情報を御案内させていただくことがあります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

また、当連合会では、本研修会の内容を記録し、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお申し出ください。

お問い合わせ:日本弁護士連合会業務部業務第三課 TEL 03-3580-9838

2014年9月18日(木)スタート!

日本政策投資銀行&日本弁護士連合会 共催セミナー

「女性起業家のためのリーガル実践講座 | 全4回実施

株式会社日本政策投資銀行は、日本弁護士連合会との共催で、女性の新たな視点による ビジネスの発展をリーガル面からサポートすることを目的とした連続講座を開催します。 スタートアップ期の女性起業家にこそ知ってほしい「法的リスクにつまづかない会社経営」を 「経営者の旅」に見立てて講師陣の弁護士がわかりやすく解説します。

開催スケジュール・プログラム(予定)

第1回

2014年9月18日(木) 法人設立・創業時の法務

「旅立つ前に必要な準備とは?」

講師: 樽本 哲 弁護士

第1回の詳細は裏面 をご覧ください

- ·(1)事業経営と法律の関わり
- ·(2)設立·創業時の法務

第2回

2014年11月11日(火) 事業継続・維持の法務①

・「旅を快適・安全に進めるために」

講師:八掛 順子 弁護士

- ・(1)取引に必要な法律知識
- ・(2)契約書の活用法(契約書の重要性、契約書のチェックポイント等)

第3回

2015年1月(日程未定)

事業継続・維持の法務②

「旅のトラブル予防と対処法」

講師:松林 司 弁護士

- ・(1)会社内部組織に関する法律知識(取締役会、株主総会等)
- ・(2)組織運営に必要な労務知識(従業員との雇用契約等)

第4回

2015年3月(日程未定)

事業発展の法務

講師:市毛 由美子弁護士

- ・「目標に向けて旅を続けるために」
- ・(1)知的財産権の戦略的活用、フランチャイズ等
- ·(2)M&A等の組織再編、業務提携、海外展開等

開催概要

▶時間: 10:00am~12:00pm (開場9:00am)

大手町フィナンシャルシティ サウスタワー 3Fカンファレンスセンター 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-7 電話:03-6225-2661 ▶会場:

▶定員: 50名

▶受講料: 無料

▶対象: 女性経営者、起業を予定している女性

株式会社日本政策投資銀行,日本弁護士連合会 ▶主催:



第1回 女性起業家のためのリーガル実践講座 2014年9月18日(木) 「法人設立・創業時の法務」

「経営者の旅」をモチーフにした女性起業家のためのリーガル実践講座第1回は、「旅立つ前に必要な準備とは?~設立・創業時の法務」をテーマに開催します。会社設立の手続きから、出資を受けるときの留意点まで、会社経営にとって欠かせない内容が盛りだくさんです。ぜひご参加ください。

プログラム

※プログラム内容は都合により変更する ことがございます。予めご了承ください。

■日時

2014年9月18日(木)

10:00am - 12:00pm (開場 09:30am)

■次第

09:30 開場

10:00 開会の挨拶

10:05 「旅立つ前に必要な準備とは?

~法人設立・創業時の法務~」 樽本 哲弁護士

(1) 会社経営と法律の関わり

(2) 設立・創業時の法務

事業体(くるま)選び、

事業計画(目的地までの道程)、

資金(燃料)の調達、

法律(交通ルール)の遵守と

"*同乗者間*"の規律 など

12:00 閉会挨拶・次回の予定ご案内

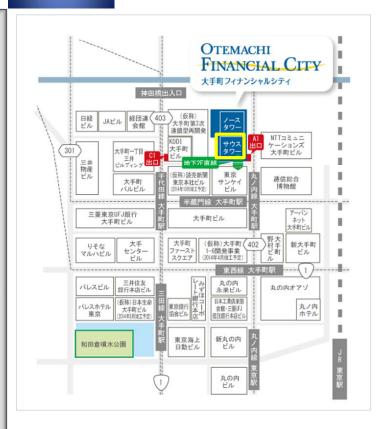
■会場

大手町フィナンシャルシティ サウスタワー 3Fカンファレンスセンター

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-7

電話:03-6225-2661

アクセス



お申し込み

以下の「お問合せフォーム」に、「9月18日法人設立・創業時の法務参加」と記載の上お申し込みください。

https://secure.dbj.jp/jp/ja/contact/inquiry/womenInit.do?receipt_pattern=inquiry-01-006&receipt_country=jp&receipt_lang=en&receipt_department=202

お申込み確認後、ご登録いただいたメールアドレス宛に『セミナー受講証』を送付いたします。当日は、受講証(メール)を印刷し、お名刺とともにお持ちの上、会場にお越し下さい。

なお、お申込みは事前登録制(先着順)とさせていただきます。定員50名になり次第、締切日前でも締切りとさせていただきますので、ご了承ください。

申込締切:9月16日(火) 正午

【セミナーに関するお問い合わせ先】

株式会社日本政策投資銀行 女性起業サポートセンター(DBJ-WEC)

〒100-8178 東京都千代田区大手町1-9-6 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

TEL: 03-3244-1652(センター代表) http://www.dbi.jp/service/advisory/wec/

※お申し込みによってお知らせいただいた皆さまの個人情報につきましては、当セミナーの運営に関わる事務に利用させていただくほか、株式会社日本政策投資銀行*および日本弁護士連合会**で共有させていただき、今後、実施する説明会、セミナー、勉強会、研究会、発行書籍、および業務内容等のご案内をさせていただく目的以外には使用いたしません。個人情報の管理は、株式会社日本政策投資銀行および日本弁護士連合会がそれぞれの個人情報保護方針に従い厳重に管理いたします。

http://www.dbj.jp/service/advisory/wec/ * http://www.nichibenren.or.jp/

